

# さくら市障がい者福祉計画

平成 28 年 3 月

さくら市

はじめに



近年、わが国の障がい者福祉の政策においては、障がい者の権利擁護や生活支援に関する様々な法令が整備され、障がい者が個々のニーズに基づき、安心して地域で暮らせるための制度が整えられてきています。

特に、平成 28 年度から施行されます「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」におきましては、不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者への合理的な配慮を行うことが義務づけられており、障がいを理由とする差別の解消に向けて、社会が大きく動いています。

さくら市では、障害者基本法で定められた障害者基本計画として、平成 23 年 3 月に「さくら市障がい者福祉計画（平成 23～27 年度）」を策定し、障がい者福祉施策の推進に努めてまいりましたが、この度、「さくら市障がい者福祉計画（平成 28～32 年度）」として改めて計画を策定いたしました。

今計画では、昨今の社会情勢の変化などを踏まえ、前計画の評価・検証を行い、新たな法令・制度に合わせた内容を盛り込みました。

また、前計画から、さくら市の障がい者福祉の基本目標である「互いを思いやる ひとにやさしい 健康福祉のまちづくり」を引き継ぎ、障がいがある方もない方も、互いの個性を尊重し、支え合いながら、健康で自立した生活ができる地域社会づくりを目指し、本計画を障がい者福祉施策の指針として、事業を進めてまいります。

計画策定にあたりましては、「さくら市第 4 期障がい福祉計画」策定時に行いましたアンケート調査や、当事者団体及び障害福祉サービス事業所へのアンケート調査などにより、市民の皆様からいただいた多くのご意見を反映させていただきました。

結びに、本計画の策定にご協力をいただきました計画策定委員会委員・幹事会委員・地域自立支援協議会の方々をはじめ、市民の皆様から心からお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

さくら市長 人見 健次

# 目次

## I 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の位置付け.....	4
(1) 法的な位置付け.....	4
(2) 各種計画における位置付け.....	4
3 計画の対象.....	5
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	5
(1) さくら市障がい者福祉計画策定委員会.....	5
(2) さくら市障がい者福祉計画策定幹事会.....	5
(3) さくら市地域自立支援協議会.....	5
(4) 市民意向の把握.....	6
第2章 さくら市の障がい者を取り巻く現状.....	7
1 さくら市の概況.....	7
(1) さくら市の位置と地勢.....	7
(2) 人口及び世帯.....	8
2 さくら市の障がい者の現状.....	9
(1) 障害者手帳所持者の概要.....	9
(2) 身体障がい者の状況.....	11
(3) 知的障がい者の状況.....	12
(4) 精神障がい者の状況.....	13
(5) 特定疾患者の状況.....	14
(6) 学校教育の状況.....	15
3 前回計画の評価と課題.....	16
(1) 生活支援の充実.....	17
(2) 生活環境の支援.....	24
(3) 生活設計の支援.....	27
(4) 社会参加の支援.....	30
(5) 地域づくりの推進.....	33
4 課題の総括.....	37
第3章 基本的な考え方.....	38
1 計画の基本理念.....	38
2 計画の基本目標.....	38
3 計画の基本的方向.....	39

## II 各論

第4章 施策体系別計画 .....	42
《基本的方向 1》市民の理解と協働のあるまちづくり .....	43
(1) 地域の理解と協力の推進 .....	43
(2) 社会参加の支援 .....	45
《基本的方向 2》情報が得やすく権利が守られるまちづくり .....	47
(1) 相談支援・情報提供体制の充実 .....	47
(2) 権利擁護体制の充実 .....	50
《基本的方向 3》自立した生活のあるまちづくり .....	52
(1) 就労支援の充実 .....	52
(2) 暮らしを支えるサービスの充実 .....	54
(3) 経済的支援の充実 .....	58
《基本的方向 4》障がいのある児童が自分らしく成長できるまちづくり .....	59
(1) 保健・療育等の充実 .....	59
(2) 学齢期への支援の充実 .....	62
《基本的方向 5》みんなが元気で健康なまちづくり .....	63
(1) 健康管理の支援と医療的ケア体制の充実 .....	63
(2) 精神保健福祉施策の充実 .....	66
《基本的方向 6》安心と安全のあるまちづくり .....	68
(1) 災害時対策と防犯体制の整備 .....	68
(2) 住みやすいまちの推進 .....	70
第5章 計画の推進と進行管理 .....	72
1 計画の推進 .....	72
2 計画の進行管理 .....	73

## 資料編

1 さくら市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱 .....	76
2 さくら市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿 .....	79
3 さくら市障がい者福祉計画策定幹事会委員名簿 .....	80
4 さくら市障がい者福祉計画策定経過 .....	81
5 用語解説 .....	82

※「用語解説」では、本文中の用語について解説しています。

### 「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、「障がい」という言葉が人や人の状態を表す場合、「障がい」と表記しています。これは、「害」の漢字を人に対して使用することが、障がい者への差別や偏見を助長する可能性を考慮したものであり、障がい者の人権を尊重し、市民の障がい者への理解を深めることを目的としたものです。

ただし、国や県が定めた法律の用語や団体等の固有名詞は、元の表記に合わせて「障害」と表記しているので、本計画では「障害」と「障がい」の表記が混在しています。



# I 総論

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

---

近年、わが国の障がい者施策は大きく変化してきています。平成18年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）の批准に向け、平成21年に「障害者制度改革推進本部」が内閣に設置され、障がい者施策の抜本的な制度改革が進められてきました。

平成23年には「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義の見直し、地域社会における共生、障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮等の概念が盛り込まれました。

「障害者基本法」の改正に伴い、平成25年にそれまでの「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）へと改正されました。この法律では、制度の谷間となっていた難病患者や発達障がい者への支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等、障がい者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

障がい者の権利擁護に関する法律としては、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）が施行され、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が成立しました。

障がい者の就労支援に関する法律としては、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、平成25年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」という。）が改正されました。

こうした国内の法整備により、平成26年1月に「障害者権利条約」が批准され、同年2月より効力が生ずることとなりました。

本市では、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心した生活を送ることを目指し、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念に基づいた障がい者福祉を推進してきました。この度、これまでの本市の取り組みに、国の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、さくら市のさらなる障がい者福祉を推進するため、「さくら市障がい者福祉計画」を策定します。

## ■障がい者をめぐる主な社会動向

平成 18 年	12 月	「障害者権利条約」の採択
		<b>■「障害者権利条約」のポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の人権及び基本的自由の確保、障がい者の尊厳の尊重の促進を目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めている条約です。</li> </ul>
平成 19 年	9 月	「障害者権利条約」に署名
平成 21 年	12 月	「障害者制度改革推進本部」設置
平成 22 年	6 月	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定
平成 23 年	8 月	改正「障害者基本法」施行
		<b>■「障害者基本法」改正のポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の定義の拡大</li> <li>・合理的配慮の概念の導入</li> </ul>
平成 24 年	10 月	「障害者虐待防止法」施行
平成 25 年	4 月	「障害者優先調達推進法」施行 「障害者総合支援法」一部施行
		<b>■「障害者総合支援法」のポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象に難病患者が含まれる</li> <li>・地域生活支援事業の強化</li> <li>・サービス基盤の計画的整備</li> </ul>
	6 月	「障害者差別解消法」制定 改正「障害者雇用促進法」制定
	9 月	第3次「障害者基本計画」策定
平成 26 年	1 月	「障害者権利条約」批准
	4 月	改正「精神障害者保健福祉法」施行 「障害者総合支援法」全面施行
平成 27 年	7 月	「障害者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大
		<b>■「対象疾病拡大」のポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス等の対象となる疾病が 332 へ拡大</li> </ul>
平成 28 年	4 月	「障害者差別解消法」施行予定 改正「障害者雇用促進法」施行予定
		<b>■「障害者差別解消法」のポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的障壁の除去に対する公共機関の合理的配慮の義務化</li> </ul>



## 2 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるためのものです。

#### ■障害者基本法における障がい者計画の位置付け

(障害者基本計画等)

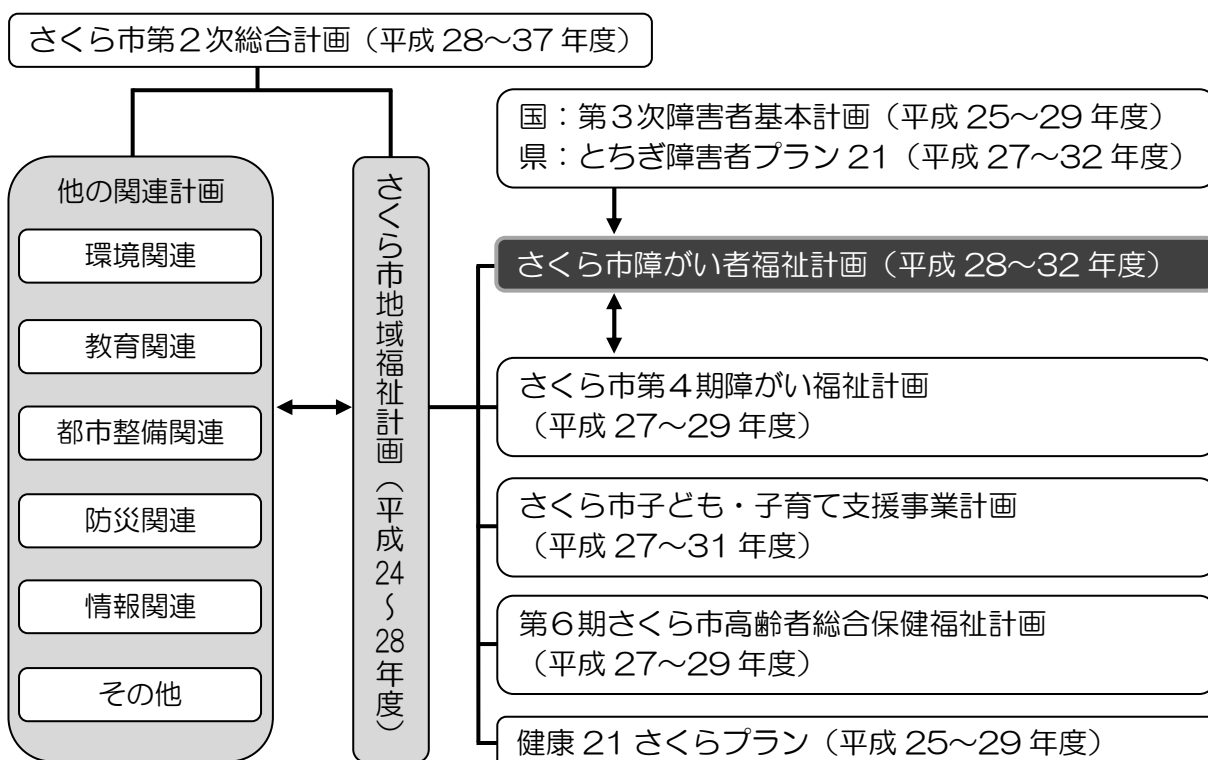
##### 第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### (2) 各種計画における位置付け

本計画は、さくら市の最上位計画となる「さくら市第 2 次総合計画（平成 28～37 年度）」をはじめ、福祉の上位計画となる「さくら市地域福祉計画」の部門計画として、また、各種関係計画と調和を保った計画として策定します。

#### ■計画の位置付け



### 3 計画の対象

本計画では、障害者基本法に基づき、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、高次脳機能障がい者や難病患者等も含むこととします。また、共生の観点から市民全体を対象とします。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間とします。なお、国の方針等に従い、計画期間中であっても見直しを行う可能性もあります。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい者福祉計画 ★					障がい者福祉計画 ★				
第3期障がい福祉計画 ★		第4期障がい福祉計画 ★			第5期障がい福祉計画 ★				

★…計画見直しの年度

### 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の障がい当事者団体、障害福祉サービス提供事業所を対象にしたアンケート調査やパブリックコメントの実施等により、さくら市の障がい者施策に関する意見や現状を把握しました。さらに、策定委員会、幹事会及び地域自立支援協議会で計画の内容や今後の障がい者施策についての審議を重ねました。

#### (1) さくら市障がい者福祉計画策定委員会

保健及び福祉関係者、障がい当事者団体代表者、市民代表者、行政関係者による委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

#### (2) さくら市障がい者福祉計画策定幹事会

障がい者支援に係る庁内関係各課及び相談支援事業者等による幹事会を設置し、計画内容の検討を行いました。

#### (3) さくら市地域自立支援協議会

指定相談支援事業者、障害福祉サービス等に従事する者、保健医療従事者、警察・司法関係者、学識経験者、障がい当事者団体等と関係行政機関により設置された協議会において、計画内容の検討を行いました。

#### (4) 市民意向の把握

##### ①障がい当事者及び一般市民を対象としたアンケート調査の活用

平成 26 年度に「第4期障がい福祉計画」を策定する際に実施したアンケート調査結果を、市民の声として活用しています。

調査対象者	ア)障がい当事者	平成 26 年7月1日現在、さくら市に居住している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方、特定疾患者見舞金受給者全員
	イ)一般市民	平成 26 年7月1日現在、さくら市に居住している方を無作為に抽出
調査期間	平成 26 年8月1日～平成 26 年8月 15 日	
調査方法	調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収	

回収結果	配布数	有効回収数	有効回収率
ア) 障がい当事者	2,000	1,283	64.2%
イ) 一般市民	1,000	492	49.2%
合計	3,000	1,775	59.2%

##### ②障がい当事者団体及び障害福祉サービス提供事業所へのアンケート調査の実施

平成 27 年度において、障がい当事者団体及び障害福祉サービス提供事業所へアンケート調査を実施しました。

調査対象者	ウ) 障がい当事者団体	さくら市において、障がい当事者活動を行っている団体
	エ) 障害福祉サービス提供事業所	さくら市において、障害福祉サービスを提供している事業所
調査期間	平成 27 年8月3日～平成 27 年8月 17 日（締切後の回答も反映）	
調査方法	調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収	

回収結果	対象団体数	回収団体数	回収率
ウ) 障がい当事者団体	3 団体	3 団体	100.0%
エ) 障害福祉サービス提供事業所	10 団体	8 団体	80.0%

##### ③パブリックコメントの実施

障がい者福祉計画（案）について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しましたが、意見は寄せられませんでした。

## 第2章 さくら市の障がい者を取り巻く現状

### 1 さくら市の概況

#### (1) さくら市の位置と地勢

本市は、栃木県のほぼ中央部のやや北東に位置し、宇都宮市、大田原市、矢板市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町と接しています。鬼怒川の東岸に位置し、関東平野と那須野が原台地との間の数条の丘陵部を範囲とする、清流と緑の自然に恵まれた地域です。

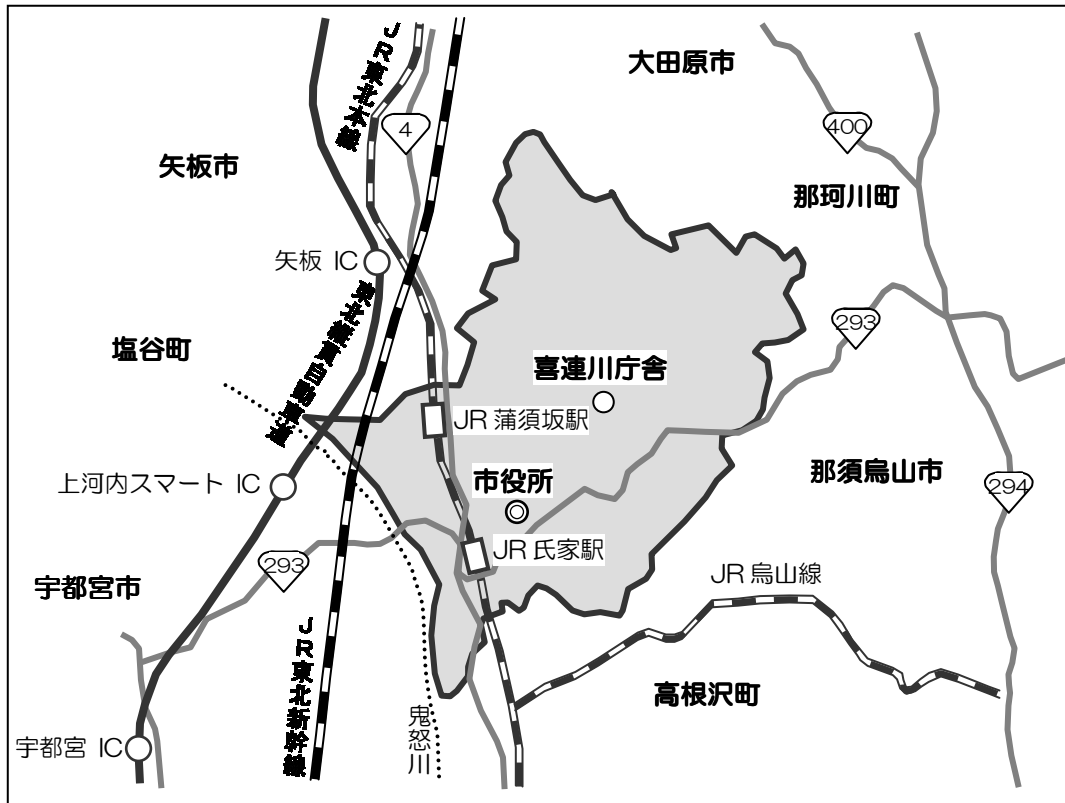
交通は、東北縦貫自動車道、国道4号、国道293号、JR東北本線等が通っています。

温泉をはじめとして、豊かな自然、城下町や宿場町としての歴史等の観光資源を有しています。

■さくら市の位置図



■さくら市周辺の概略図

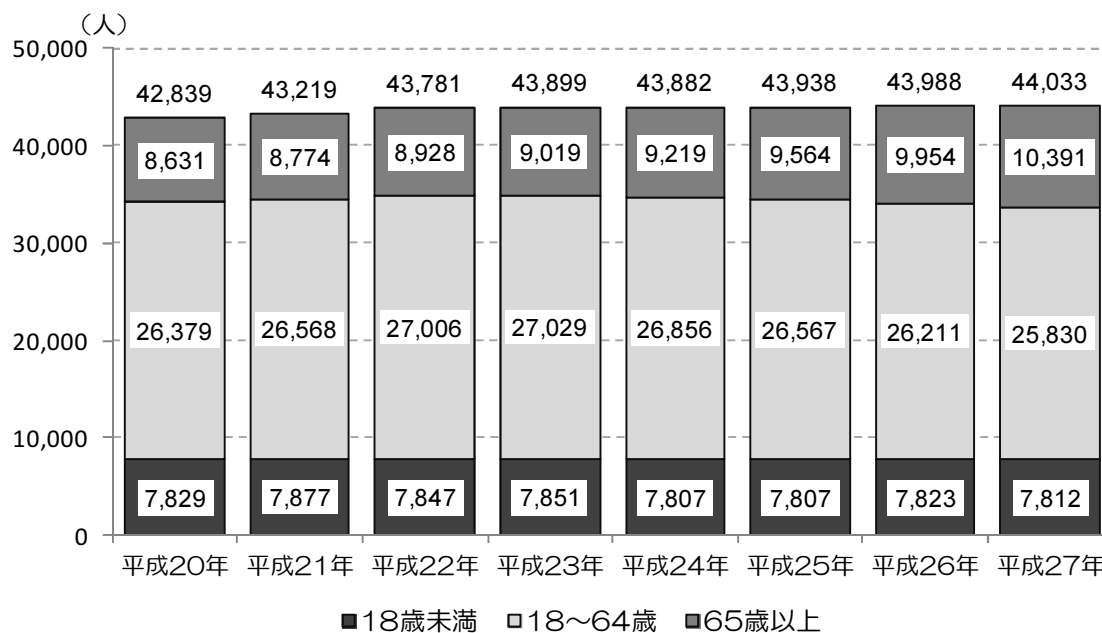


## (2) 人口及び世帯

本市の総人口は漸増傾向にあります。年齢三区分別に見ると、18歳未満の児童はほぼ横ばいで、18～64歳の成人は平成23年をピークに緩やかに減少、65歳以上の高齢者は増加傾向にあります。

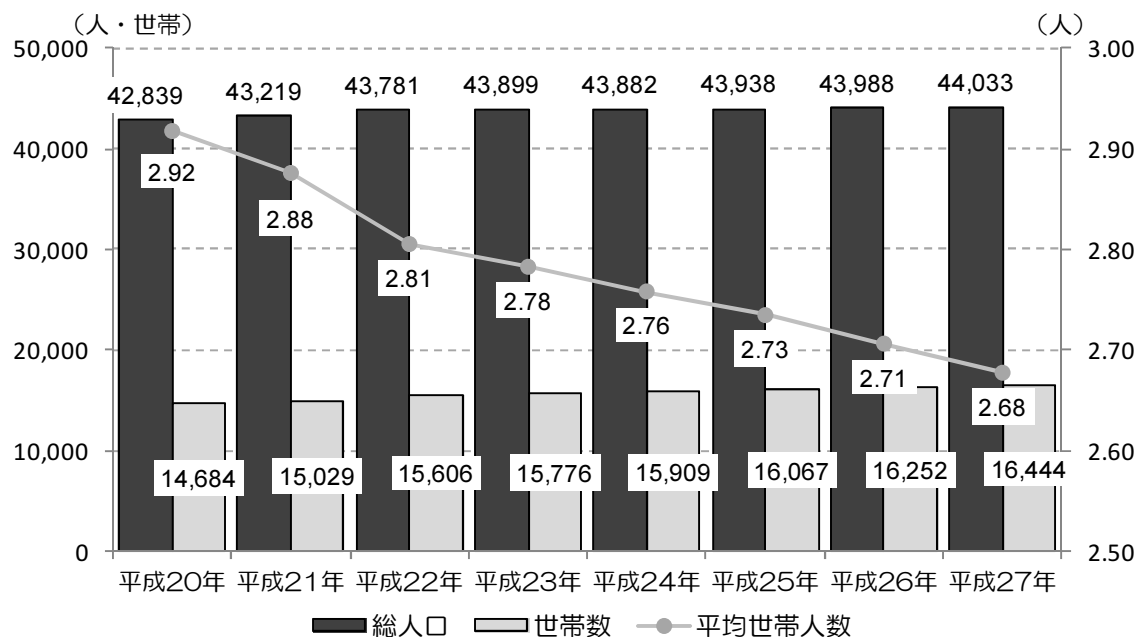
一方、総人口の漸増傾向に比例するように、世帯数は年々増加しています。このため、平均世帯人数は、減少傾向にあります。

### ■総人口と年齢三区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ■総人口、世帯数、平均世帯人数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 さくら市の障がい者の現状

### (1) 障害者手帳所持者の概要

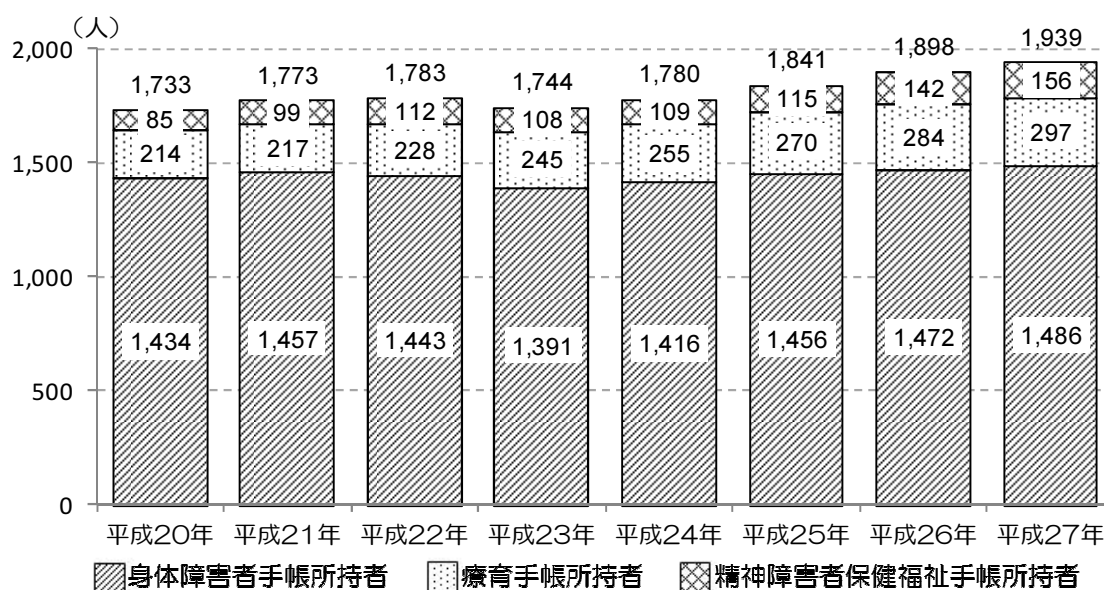
本市の各障害者手帳の所持者数は増加傾向にあります。

障害者手帳別の年齢別・性別の分布では、身体障害者手帳所持者は70歳以上の女性が最も多く、次いで70歳以上の男性となっており、70歳以上の男女で半数以上を占めています。性別による違いはみられません。

療育手帳所持者は10歳代の男性が最も多く、次いで30歳代の男性、20歳代の男性と、女性よりも男性の方が多い傾向を示しています。また、40歳未満の男女で全体の約7割を占めており、療育手帳所持者は若い世代に多いことがわかります。

精神障害者保健福祉手帳所持者で最も多い層は40歳代の男性で、次いで50歳代の女性、30歳代の男性と40歳代の女性で同数となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は男性よりも女性が若干多い傾向にあります。また、20歳未満の手帳所持者はほとんどいないことがわかります。

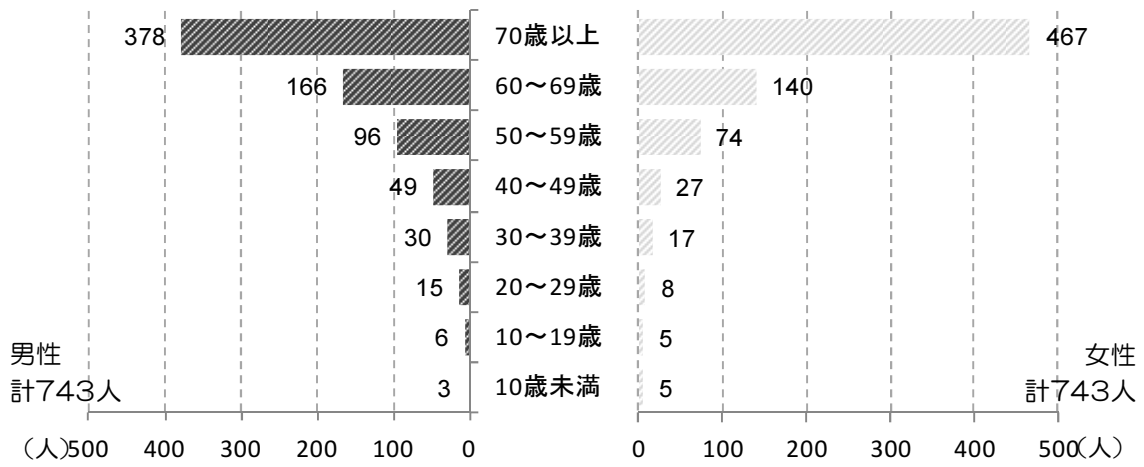
#### ■各障害者手帳所持者数の推移



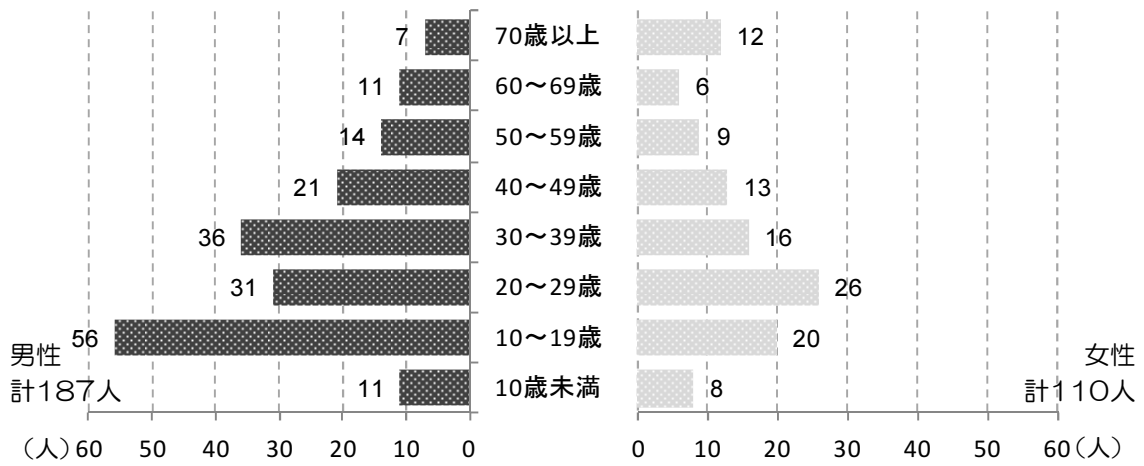
資料：市民福祉課（各年4月1日現在）

■障害者手帳別の年齢別・性別分布

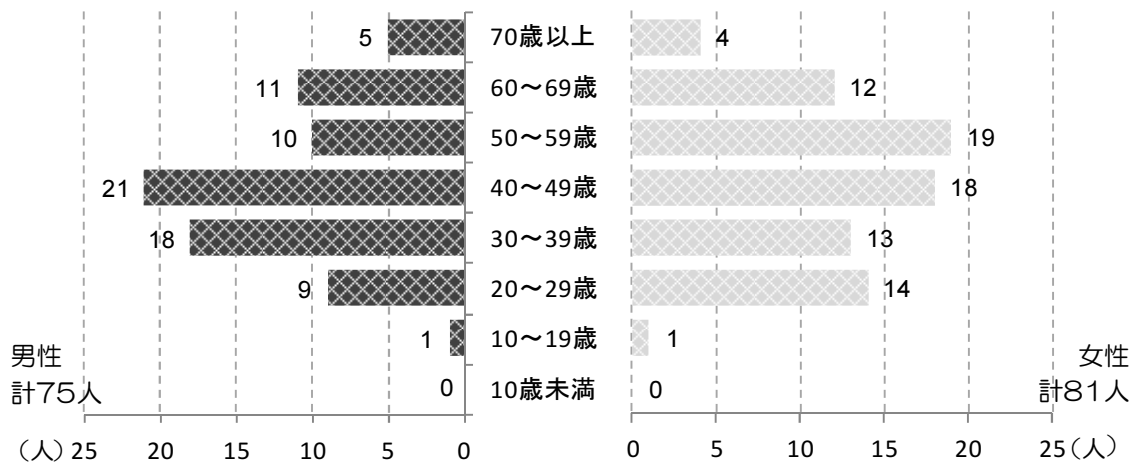
身体障害者手帳所持者



療育手帳所持者



精神障害者保健福祉手帳所持者



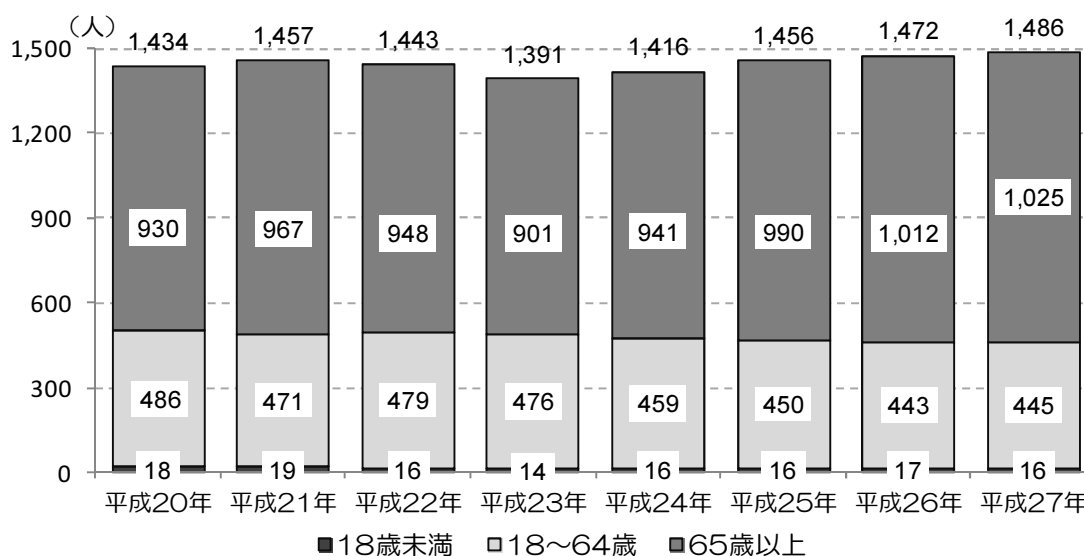
資料：市民福祉課（平成27年4月1日現在）

## (2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、概ね横ばいで推移しており、平成27年では1,486人となっています。65歳以上の手帳所持者数は増加傾向にあり、本市の65歳以上人口10,391人に対して、65歳以上の手帳所持者は1,025人で約1割と高い割合を占めています。

等級別と身体障がいの種類別では、4級の肢体不自由が261人と最も多く、次いで1級の内部障がい者が231人となっています。特に、肢体不自由は全体の半数以上を占めており、次に内部障がい者が約2割、聴覚・平衡障がい者が約1割という構成になっています。また、視覚障がいや複合障がいは1級や2級に多く、障がいの程度が重い傾向がうかがえます。

### ■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：市民福祉課（各年4月1日現在）

### ■等級別・障がい種別身体障害者手帳所持者数

(単位: 人) ( ) 内は障がい種別割合

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	29 (38.7%)	22 (29.3%)	6 (8.0%)	5 (6.7%)	8 (10.7%)	5 (6.7%)	75
聴覚・平衡		48 (31.6%)	19 (12.5%)	51 (33.6%)	0 (0.0%)	34 (22.4%)	152
音声・言語・ そしゃく機能			8 (47.1%)	9 (52.9%)			17
肢体不自由	88 (10.5%)	160 (19.1%)	147 (17.5%)	261 (31.1%)	129 (15.4%)	54 (6.4%)	839
内部	231 (67.9%)	0 (0.0%)	27 (7.9%)	82 (24.1%)			340
複合	36 (57.1%)	15 (23.8%)	6 (9.5%)	6 (9.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	63
合計	384	245	213	414	137	93	1,486

資料：市民福祉課（平成27年4月1日現在）

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

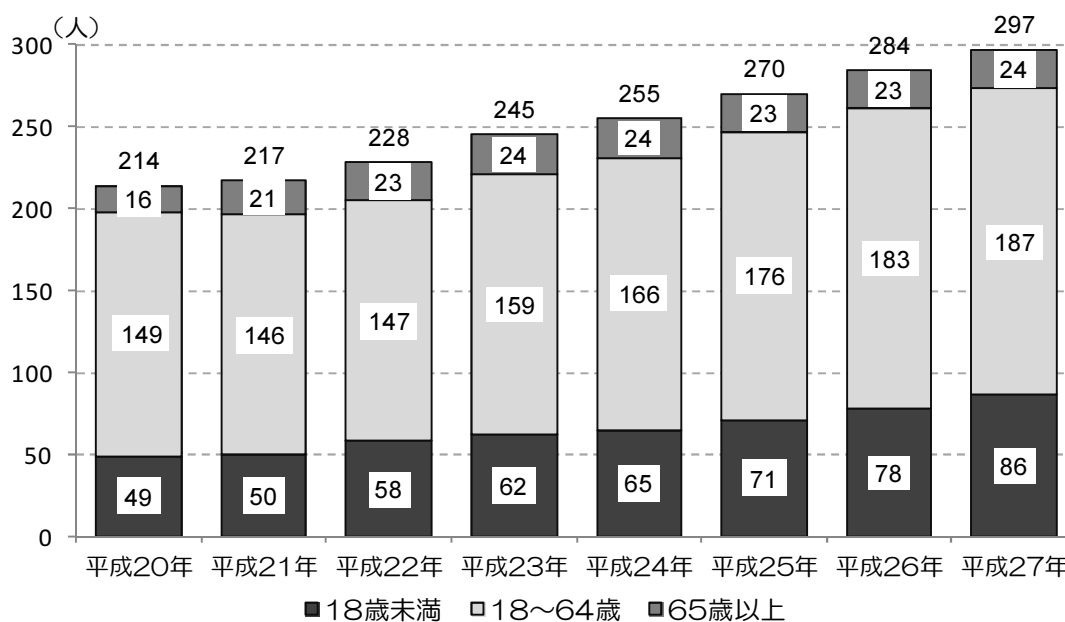


### (3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、特に、18歳未満の手帳所持者数は、この8年間で約1.8倍、18～65歳では約1.3倍に増加しています。一方、65歳以上の手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

年齢三区分別に等級をみると、18歳未満はB2（軽度）が約46%、18～64歳はB1（中度）が約35%、65歳以上はA2（重度）が50%となっています。年齢が若いほど、等級の軽度な療育手帳所持者が多い傾向がうかがえます。

#### ■療育手帳所持者数の推移



資料：市民福祉課（各年4月1日現在）

#### ■年齢三区分別・等級別療育手帳所持者数

(単位：人)

( ) 内は年齢別割合

	A1	A2	A	B1	B2	合計
18歳未満	10 (11.6%)	19 (22.1%)	0 (0.0%)	17 (19.8%)	40 (46.5%)	86
18～64歳	32 (17.1%)	49 (26.2%)	0 (0.0%)	66 (35.3%)	40 (21.4%)	187
65歳以上	1 (4.2%)	12 (50.0%)	1 (4.2%)	9 (37.5%)	1 (4.2%)	24
合計	43	80	1	92	81	297

資料：市民福祉課（平成27年4月1日現在）

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

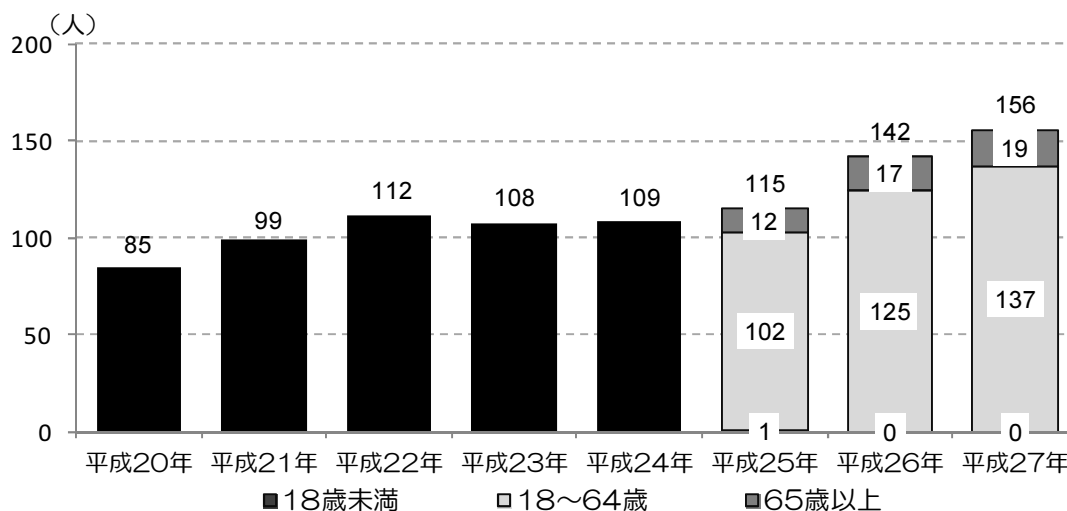
#### (4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成23年に若干減少したものの、その後増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳の所持者数はこの8年間で約1.8倍、自立支援医療（精神通院）の受給者数は約1.2倍に増加しています。

年齢三区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者では、18～64歳が約9割を占めており、18歳未満は平成26年、平成27年と0人です。

等級別では、1級が約2割、2級が約6割、3級が約2割をそれぞれ占めています。

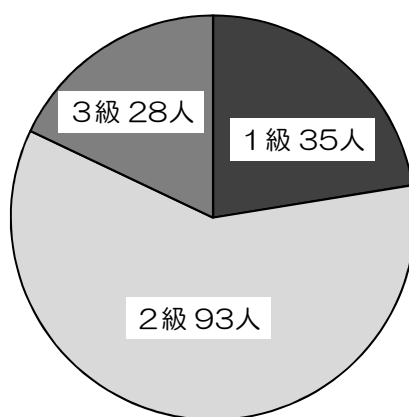
##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※平成24年以前は年齢別の統計データが把握できないため、総数を表示

資料：市民福祉課（各年4月1日現在）

##### ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



平成27年4月1日現在  
計156人

資料：市民福祉課（平成27年4月1日現在）

##### ■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

(単位: 人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
受給者数	298	281	305	281	306	317	334	359

資料：市民福祉課（各年4月1日現在）

## (5) 特定患者の状況

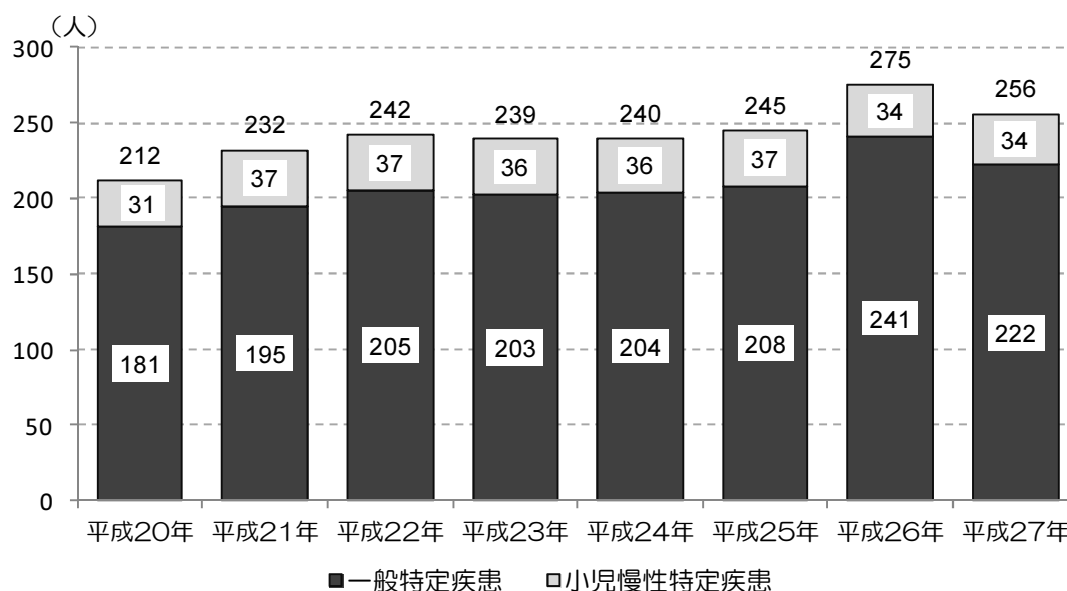
一般特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受診券交付者数は、平成23年に若干減少したものの、その後増加の傾向にあり、平成26年には大きく増加しました。

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、「一般特定疾患医療受給者証」は「特定医療費（指定難病）受給者証」となり、対象疾患と認定基準の見直し等が行われました。この見直しにより、対象疾患数は、それまでの56疾患から110疾患となり、平成27年7月1日には306疾患に拡大されました。

また、平成27年1月1日付けで「児童福祉法」の一部改正が行われ、「小児慢性特定疾患医療受診券」が「小児慢性特定疾病医療費受給者証」となり、対象疾患と認定基準の見直し等が行われました。対象疾患は、それまでの514疾患から704疾患となりました。

小児慢性特定疾患の対象者はほぼ横ばいですが、一般特定疾患の対象者は増加傾向にあります。

### ■一般特定疾患医療受給者証・小児慢性特定疾患医療受診券交付者数の推移



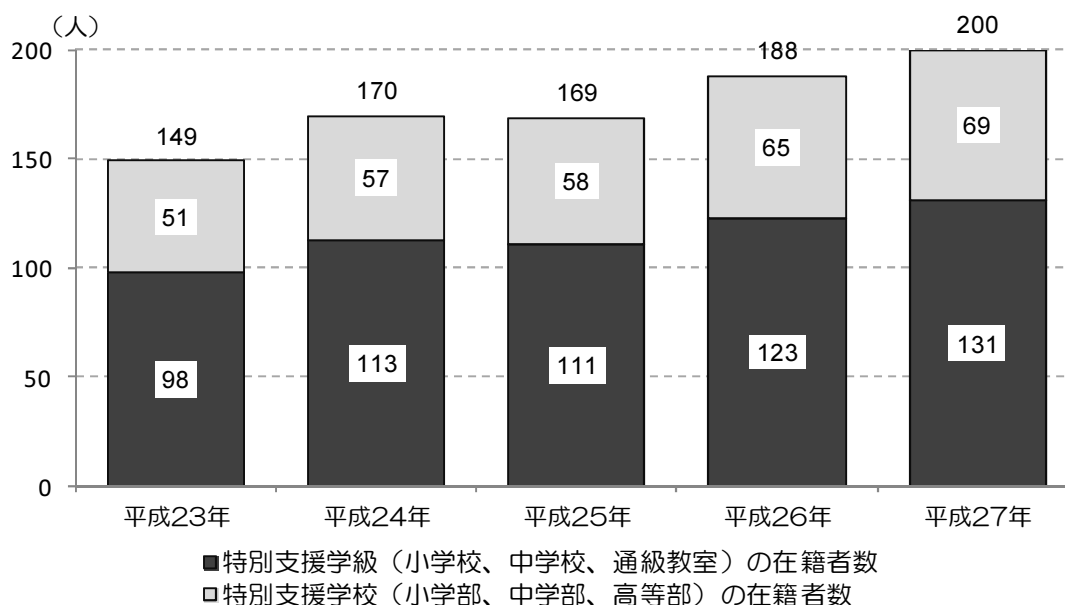
資料：市民福祉課（各年4月1日現在）

## (6) 学校教育の状況

特別支援学級及び特別支援学校の在籍者数はともに増加傾向にあり、この5年間で在籍者数はそれぞれ約 1.3 倍となっています。

特別支援学校卒業生の進路状況としては、絶対数は少ないものの「就職」、「福祉施設通所・在宅等」が挙げられています。

### ■特別支援学級・学校の在籍者数の推移



資料：市民福祉課（各年5月1日現在）

### ■特別支援学校卒業生の進路状況

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
進学・専修学校等入学	0	0	0	0
就職	1	4	2	1
福祉施設通所・在宅等	2	3	3	0
その他	1	1	1	0
合計	4	8	6	1

資料：市民福祉課（各年4月1日現在）

### 3 前回計画の評価と課題

ここでは、平成 22 年度に策定された「さくら市障がい者福祉計画」（以下、前回計画という。）の 5 つの基本的方向に沿って、3 つの観点から現状を把握し、課題をまとめています。

前回計画の 5 つの基本的方向と、現状把握及び課題のまとめ方に関しては以下の通りです。

前回計画の基本的方向	概要
(1) 生活支援の充実	就労支援、障害福祉サービス、権利擁護、相談支援等について
(2) 生活環境の支援	バリアフリー、防災・緊急時対策等について
(3) 生活設計の支援	療育・教育、保健・医療等について
(4) 社会参加の支援	余暇活動、情報提供等について
(5) 地域づくりの推進	啓発・広報、福祉教育、ボランティア活動、地域活動等について

#### ①障がい当事者・一般市民へのアンケート調査の結果からみる現状

平成 26 年度に「第 4 期障がい福祉計画」を策定する際に実施したアンケート調査結果をもとに、現状をまとめています。

調査期間：平成 26 年 8 月

調査方法：郵送配布・回収

回収結果：

	配布数	有効回収数	有効回収率
障がい当事者	2,000	1,283	64.2%
一般市民	1,000	492	49.2%

※詳細は 6 ページ「①障がい当事者及び一般市民を対象としたアンケート調査の活用」を参照

#### ②障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査の結果からみる現状

本計画策定にあたり、平成 27 年度に実施したアンケート調査結果をもとに、現状をまとめています。

調査期間：平成 27 年 8 月

調査方法：郵送配布・回収

回収結果：

	対象団体数	回収団体数	回収率
障がい当事者団体	3 団体	3 団体	100.0%
障害福祉サービス提供事業所	10 団体	8 団体	80.0%

※詳細は 6 ページ「②障がい当事者団体及び障害福祉サービス提供事業所へのアンケート調査の実施」を参照

#### ③前回計画の進捗及び課題

前回計画の内容について、担当課の自己評価による進捗状況及び課題をまとめています。

#### ④〈各基本的方向〉における課題のまとめ

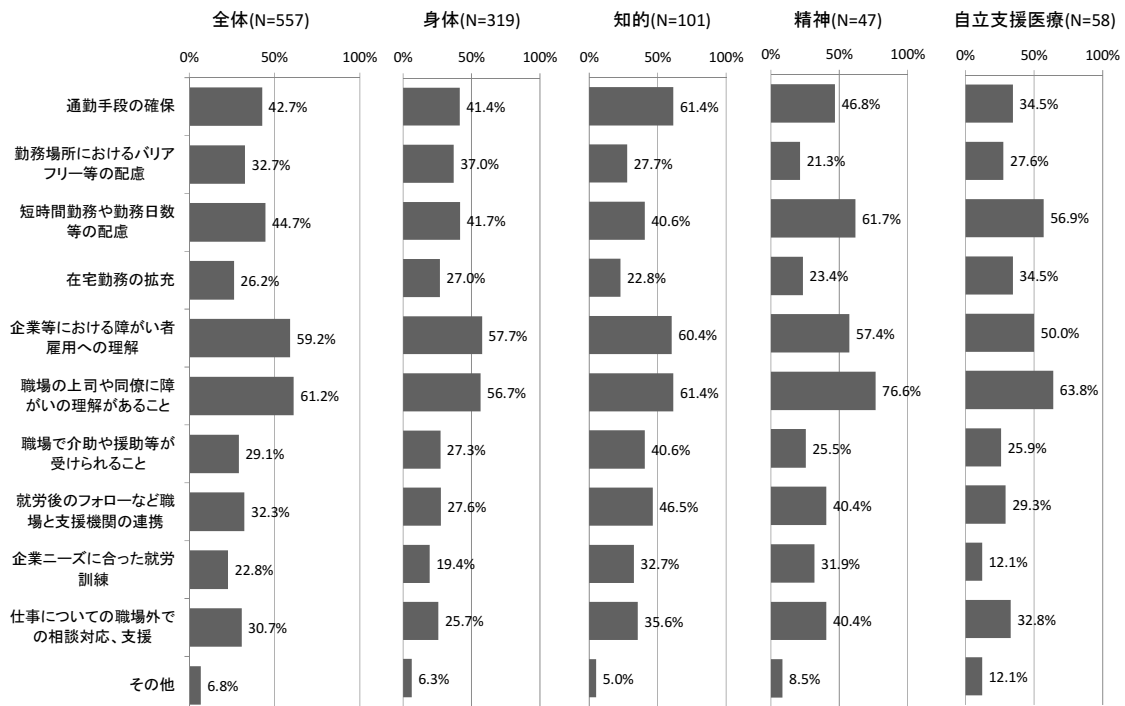
前回計画の 5 つの基本的方向ごとに、①～③で明らかになった課題をまとめています。

## (1) 生活支援の充実

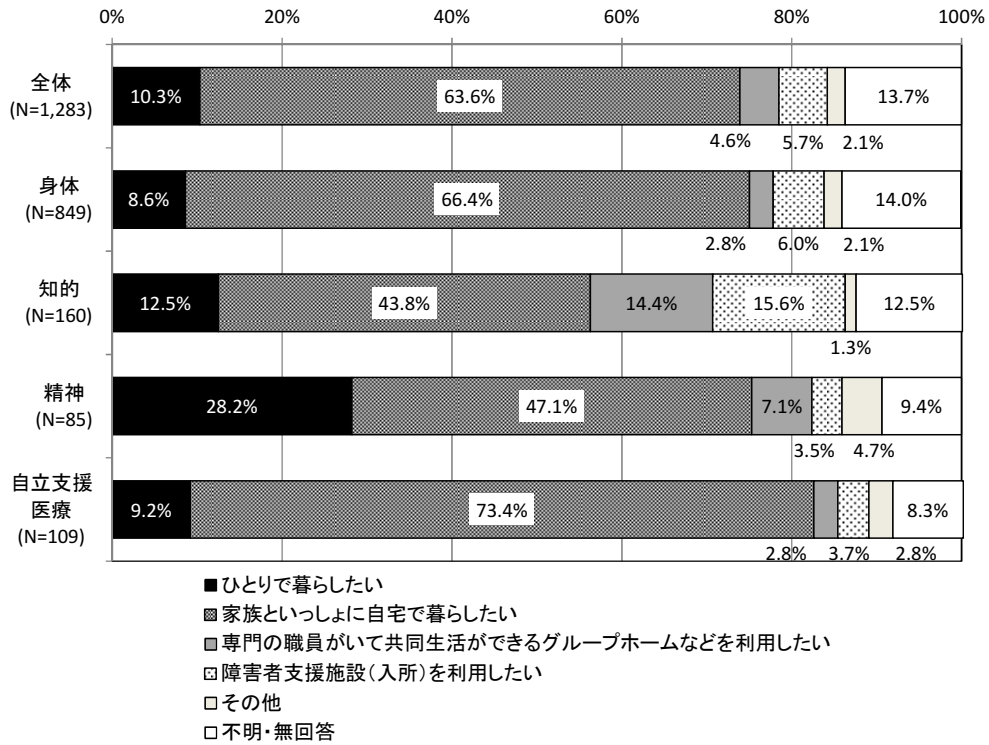
### ①障がい当事者・一般市民へのアンケート調査の結果からみる現状

- ・障がい者の就労支援に必要なものをうかがったアンケート調査では、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「企業等における障がい者雇用への理解」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「通勤手段の確保」が上位にあがりました。
- ・今後の希望する生活についてうかがったアンケート調査では、63.6%が家族と自宅で暮らすことを希望しています。また、知的障がい者の15.6%が入所施設、14.4%がグループホーム、精神障がい者の28.2%がひとり暮らしと回答しました。
- ・消費者トラブルに巻き込まれたことの有無をうかがったアンケート調査では、精神障がい者の16.5%が「ある」と回答しました。
- ・通所施設等での就労や就労のための訓練の利用状況として、知的障がい者、精神障がい者では、現在利用している人を含めると、半数以上の方が今後、利用したい意向を示しました。
- ・平均月収についてのアンケート調査では、約4割が月収10万円未満と回答しました。
- ・障がい児に対するサービスの充実や福祉専門職の増員を求める自由意見が寄せられました。

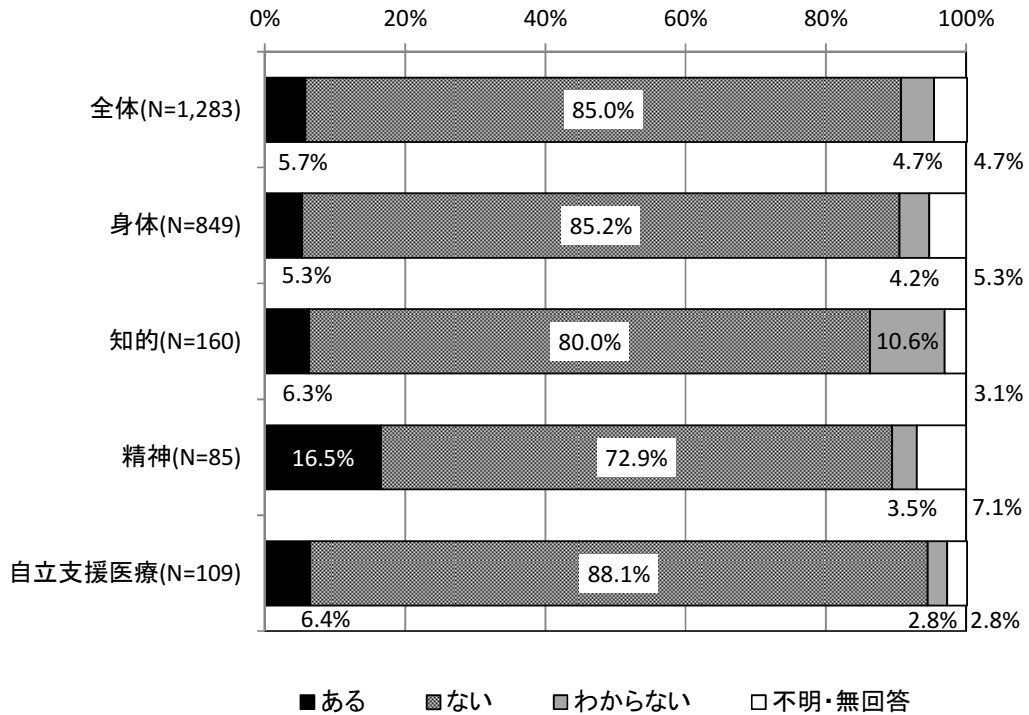
### ■障がいのある人への就労支援として必要だと思うもの【障がい者対象調査】



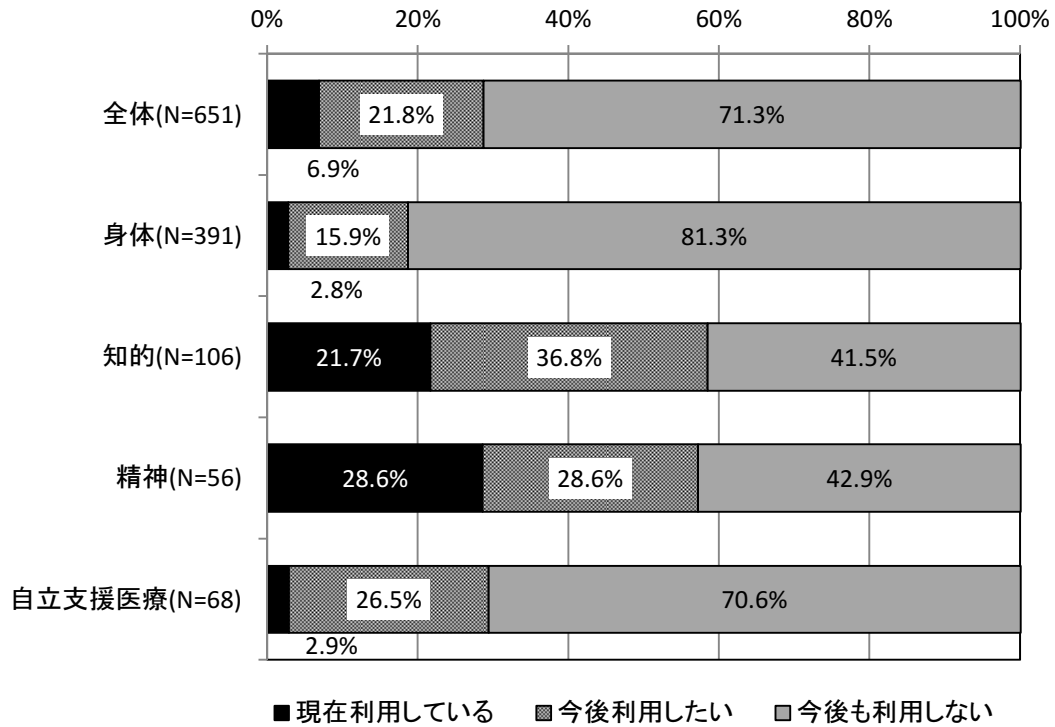
■今後どのように暮らしたいか【障がい者対象調査】



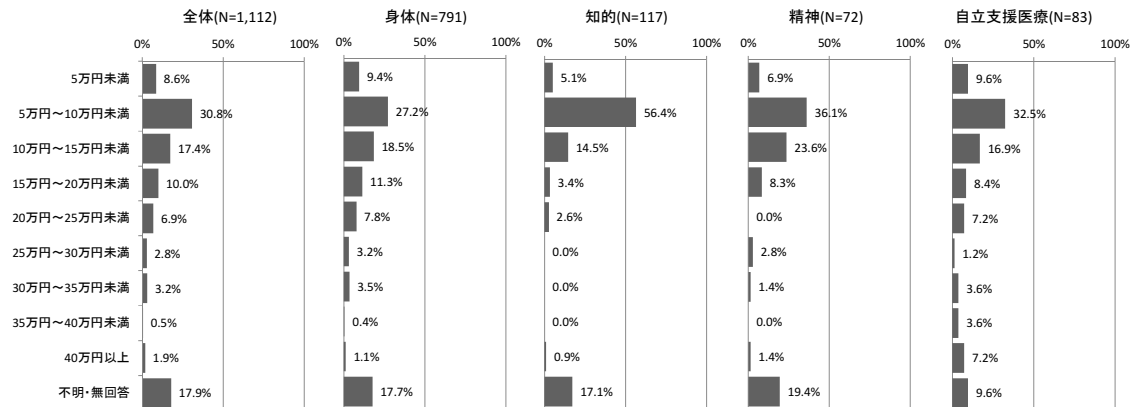
■これまでに消費者トラブルに巻き込まれたことがあるか【障がい者対象調査】



■通所施設などで行う就労や就労のための訓練を利用しているか【障がい者対象調査】



■平均月収【障がい者対象調査】



障がい当事者・一般市民へのアンケート調査結果より (それぞれ[障][一]と表記)

就労支援を必要としている人がたくさんいると思うので、今後いろんな支援を充実してほしい。 [障]

さくら市内に障がい児支援施設を作ってほしい。 [障]

通所施設が休みの日（土・日）など、知的障がいを持つ子供が安心して過ごせる場所があると良い。 [障]

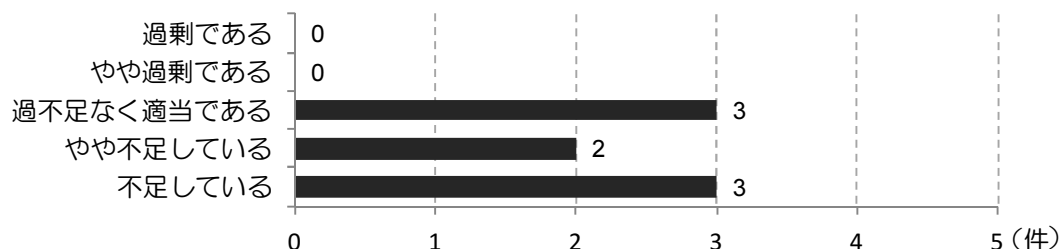
さくら市は、施設はたくさんありますが、働いている人はまだまだ不足していて充実したサービスや雇用の提供はできていないので、努力が必要だと思う。 [一]



## ②障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査の結果からみる現状

- ・サービス提供事業所に対して行った、職員の過不足についてのアンケート調査では、「やや不足している」、「不足している」と答えた事業所が半数以上にのぼりました。
- ・サービス提供事業所に対して行った、工賃に関するアンケート調査では、工賃の支払いが発生するサービスを提供している4事業所のうち、最高工賃は月 64,504 円、最低工賃は月 541 円、平均工賃は月 10,322 円～60,644 円でした。
- ・サービス提供事業所に対して行った、一般就労に関するアンケート調査によると、平成 23 年度から平成 27 年7月1日までに一般就労した利用者は5事業所で計 20 人、その内、既に離職した利用者は計5人でした。
- ・サービス提供事業所に、一般就労を実現するために必要な支援・制度をうかがったところ、「企業側への働きかけ・サポートを行い、連携する」、「障がい者雇用に関する説明会・イベントを開催する」、「通勤の支援」、「支援者の育成」、「自立支援協議会における専門部会の設置」等の意見が寄せられました。
- ・サービス提供事業所に、地域生活移行を実現するために必要な支援・制度をうかがったところ、「グループホームを含む住居の確保」、「住民の理解促進」等の意見が寄せられました。
- ・サービス提供事業所に、さくら市が障がい者施策を行っていく上で望むことをうかがったところ、「高齢期を迎えた障がい者への包括的な支援」を求める意見が寄せられました。
- ・経済的自立に関する障がい当事者団体の意見としては、「障がい者年金がほとんど」や「公共料金の割引を検討してほしい」等が寄せられました。

### ■現在のサービス提供状況において感じる、職員の過不足【サービス提供事業所対象調査】



### ■事業所別 平成 27 年 6 月時点での月額工賃【サービス提供事業所対象調査】

事業所	最高工賃	最低工賃	平均工賃 (総工賃÷総支給者)	目標工賃
A	22,056 円	541 円	14,128 円	20,000 円
B	64,504 円	17,892 円	60,644 円	設定していない
C	24,275 円	3,667 円	12,193 円	16,925 円
D	15,508 円	3,588 円	10,322 円	15,350 円

■事業所別 平成23年度から平成27年7月1日までに一般就労した利用者の人数と離職した人数及びその理由【サービス提供事業所対象調査】

事業所	一般就労した人数	その内、 既に離職した人数	離職の理由
A	5人	3人	職場の人間関係 仕事内容が合わなかった
B	6人	1人	事業期間終了のため
C	6人	1人	本人の健康悪化
D	1人	いない	
E	2人	いない	

障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査結果より(それぞれ[団][事]と表記)	
利用者(障がい当事者)本位の生活支援体制づくり	ほとんどないのが実情。[団]
	地域で生活する障がい者のニーズに合わせて対応できるようにしてほしい。[団]
	身寄りがない方や保証人がいない方の住居の確保。[事]
	身体障がいを持つ障がい者のための住居の確保。[事]
	障がいへの理解・啓発(近隣等)。[事]
	受け皿の充実(福祉サービス、住居確保などその他の支援策、住民の理解など)[事]
	通院(所)後の定着支援体制づくり。[事]
市民の声を活かし、当事者や家族の実情に合った柔軟な施策を行ってほしい。[事]	
経済的自立の支援	経済的自立を目指すとき、公共料金の割引を考えてやれないか。[団]
	障がい年金がほとんど。[団]
	経済的な自立のためには、障がい者でなくとも、生活していくためには就労等による収入が必要である。ハローワークの管轄ではあるが、就労支援のためのしくみ作りが必要である。[団]
	一般企業に対する障がい者雇用の理解促進のための働きかけ。[事]
	企業による就労体験の職種及び機会の増加をハローワークだけでなく行政側からも働きかける。[事]
	利用者が気軽に参加できるような、雇用を前提としない企業での体験実習の場を各業種で設けてほしい。そこで自信をつけることで、雇用を前提とした実習にステップアップできる。[事]
	指定管理者制度適応施設への障がい者雇用の強化指示。[事]
	受け入れる側の企業に対しても助成やメリットを強化する必要がある。[事]
	本人はもちろん、企業側へのサポートの充実。[事]
	企業が法定雇用率を達成した際の補助金の増額。[事]
	高度な作業だと対象者も限られてくるので、単純作業でのマッチングが望まれる。[事]
就労意欲・能力があっても日常生活面で支援が必要な場合があり、グループホームの空きがない状態だと就労できないこともある。住み込みで雇用先に日常生活支援を担ってもらえるような制度の確立はどうか。[事]	

経済的自立の支援	障がい者就職説明会の増。[事]
	障がい者雇用促進のためのイベント開催。[事]
	地元企業に対する説明会。[事]
	ジョブコーチなど障がい者就労に関わる人材の育成。[事]
	地域自立支援協議会における、障がい者の就労に特化した専門部会の設置。[事]
障害福祉サービスの充実	心配ごと相談のように相談員を置き、相談日を決めて対応する。[団]
	障害福祉サービスとして、「単独型短期入所施設」を作り、緊急時に対応してくれるサービスがほしい。[団]
	精神の場合、極めてサービスが届きにくいので困っている。[団]
	地域において自立した生活が日常的に営めるよう、グループホームの拡大、設置をお願いしたい。ショートステイというとお年寄りのイメージが強いが、障がい者でも利用できるような施設があれば良い。[団]
	交通面でのサポート。[事]
	通勤手段に関する支援。[事]
	職場や施設へ通うための移動手段の充実や交通費の助成。[事]
	グループホームは火災に対する保安基準が強化され、既存の借家やアパートなどの物件では適しなくなっている。設備改修への補助拡大が望まれる。[事]
	法人内グループホームへの移行が多い現状にあるが、今後の移行展開には新たな住居確保や住居設置への支援制度、日中活動の場の確保を含めた地域で生活するための各種サービスのマッチング、そして障がい者が生活していることを広く周知し協力が得られるような体制が必要。[事]
	グループホーム建設・整備補助金の増。[事]
	グループホーム利用者への経済的支援。[事]
	グループホーム建設に関する規制（消防法等）の見直し。[事]
	グループホームとはどのような場所かを実際に体験できる機会があると良い。[事]
	要望・不足ともに、グループホーム。[事]
	肢体不自由者が生活できるグループホーム。[事]
	介護が必要になった時の対応策（切れ目のない支援）[事]
	当施設では、高齢となった入所者の支援に苦慮している。高齢と障がいの利用調整を図れるような場を設けてほしい。[事]
	高齢の障がい者が困惑することのないよう、高齢者施策と有機的な連携を図れるようにしてほしい。[事]
	高齢となった知的障がいのある施設入所者が、高齢期に相応しいサービスが受けられるような制度が望まれる。[事]

### ③ 前回計画の進捗及び課題

- ・ 成年後見制度利用支援事業の需要増に対応する必要があります。
- ・ 施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行を促進する必要があります。
- ・ 障がい者雇用率の向上を企業へ働きかける必要があります。
- ・ 就労移行支援事業終了後、就労に至らないケースが多いことが課題となっています。
- ・ 障がい当事者団体への助成を行っており、今後も継続的な助成を実施していく必要があります。

### ④ 〈生活支援の充実〉における課題のまとめ

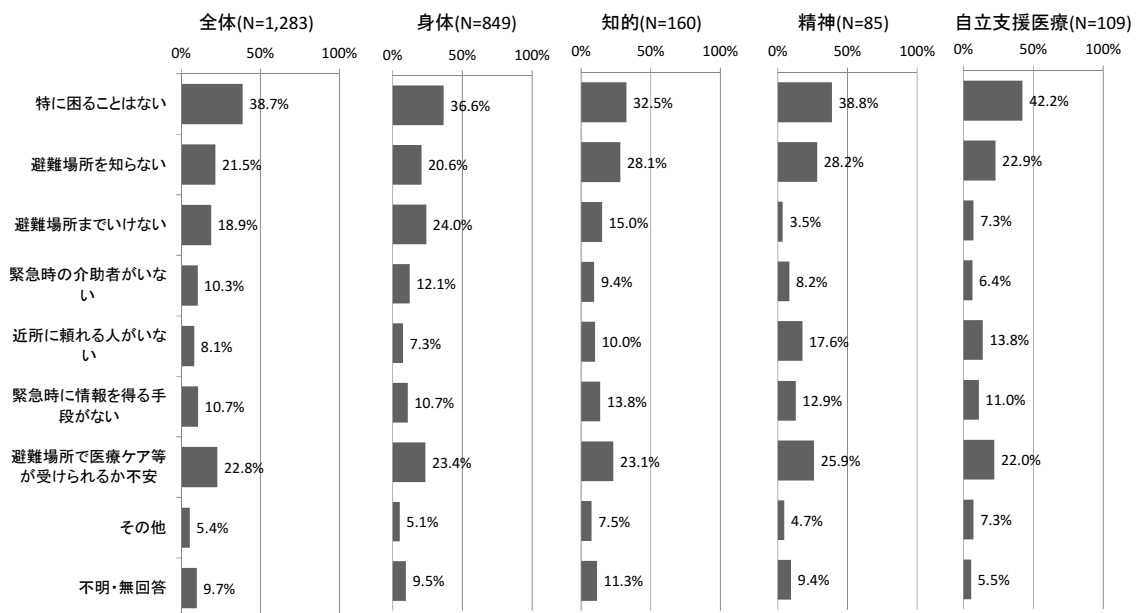
- ・ 福祉サービスに関わる従事者不足の解消及び資質の向上を図る必要があります。
- ・ 相談支援事業を充実させることが必要です。
- ・ 希望する居住環境での生活を支援するためにも、在宅で利用できるサービスを継続的に提供する必要があります。
- ・ 就労支援の拡充を図るため、企業に対する障がい者雇用への理解促進・啓発を行う必要があります。
- ・ 就労移行支援事業の利用者がスムーズに一般就労へ移行することができるよう、支援体制の整備が必要です。
- ・ 継続的な就労ができるよう、就職後の支援環境を整える必要があります。
- ・ 一般就労を希望する障がい者本人だけでなく、雇用を検討している企業に対してもサポートを行うことが必要です。
- ・ 福祉的就労を希望する障がい者への継続的な就労支援が必要です。
- ・ 障害者優先調達推進法を活用し、工賃向上を図る必要があります。
- ・ 高齢の障がい者に対するサービスの充実が求められています。
- ・ 障がい者の権利を守るため、成年後見制度による支援を促進する必要があります。
- ・ 障害者虐待防止法、障害者差別解消法への対応が必要です。
- ・ 施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行のため、自宅、グループホーム等、居住の場の拡充が求められています。
- ・ 地域生活のためには、近隣住民の理解と協力が不可欠です。
- ・ 経済的支援として、各種手当や減免制度の周知及び利用促進を図る必要があります。
- ・ 障がい当事者団体への継続的な助成を実施する必要があります。

## (2) 生活環境の支援

### ①障がい当事者・一般市民へのアンケート調査の結果からみる現状

- 障がい種別を問わず約2割の方が、災害時に困ることとして「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」、「避難場所を知らない」と回答しました。また、身体障がい者の24.0%、知的障がい者の15.0%が「避難場所までいけない」と回答しており、精神障がい者の17.6%、自立支援医療受給者の13.8%が「近所に頼れる人がいない」と回答しました。
- バリアフリー化の推進、交通利便性の向上、障がい者優先駐車場に対しての自由意見が寄せられました。

### ■災害の時に困ること【障がい者対象調査】

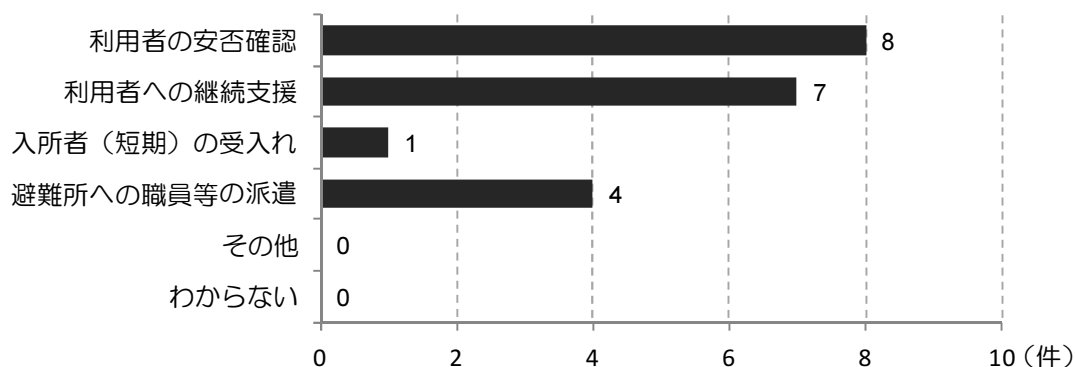


障がい当事者・一般市民へのアンケート調査結果より	(それぞれ[障][一]と表記)
道路や公共施設など、車いすの移動がもっとスムーズにできるように改善してほしい。[障]	
道が狭いことを考え、タクシー会社と連携でのタクシーチケット(フリーパス)等が必要。[障]	
障がいがあり、しかも高齢になると最も不安なのは、外出できないため、通院や買い物等の日常に不安があることです。福祉タクシー(仮名)等の充実施策を望みます。[障]	
障がい者専用駐車場に障がい者じゃなく駐車する人がいます。一般の人は駐車禁止にするとか、駐車した場合は罰金をとると良いです。一般の人は絶対駐車してはダメと看板の取り付けをすると良いと思います。[一]	
障がいの有無にかかわらず、交通手段が少ない(バスなど)[一]	

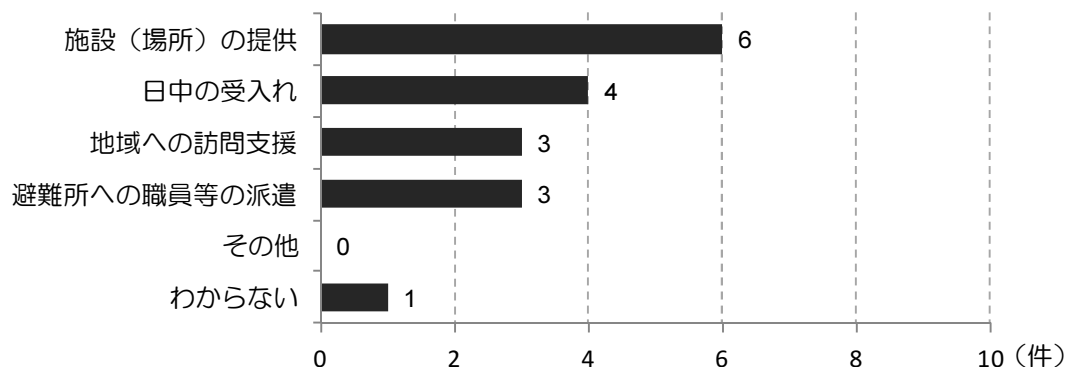
## ②障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査の結果からみる現状

- ・災害時に充実してほしい支援・制度を障がい当事者団体にうかがったところ、「障がい者に配慮した避難所の設置」や「障がい者への避難所の周知」等の意見が寄せられました。
- ・災害時に備え、障がい者自身ができることとして、「避難訓練への参加」や「近隣住民に存在を知っておいてもらうこと」等が障がい当事者団体より寄せられました。
- ・サービス提供事業所に対して行った、災害発生時に利用者に提供することのできる支援としては、「利用者の安否確認」、「利用者への継続支援」が多く寄せられました。利用者以外の障がい者に対する支援としては、「施設（場所）の提供」、「日中の受入れ」が多く寄せられました。
- ・サービス提供事業所に、障害福祉サービスを提供していく上での現状や問題点をうかがったところ、「交通が不便な地域に住んでいる利用者への交通手段の確保」や「施設へ通う際の交通費の助成」等、交通手段・移動手段に関する意見が寄せられました。
- ・障がい当事者団体より、「公的施設におけるバリアフリー化が十分であるか精査する必要がある」や「障害者差別解消法施行に伴う、公的機関の合理的配慮の精査や一般市民への周知が必要」という意見が寄せられました。

### ■災害発生時に利用者に提供することのできる支援【サービス提供事業所対象調査】



### ■災害発生時に利用者以外の障がい者に提供することのできる支援【サービス提供事業所対象調査】



障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査結果より(それぞれ[団][事]と表記)	
バリアフリー化の推進	バリアフリーに関連し、法改正によって合理的配慮が義務化される。市の施設では十分なされているか精査する必要がある。公の機関以外でも合理的配慮は必要であり、広く住民に周知する必要がある。[団]
	さらなるバリアフリー化。[事]
公共交通の確保	精神障がい者を他障がい者と同じように扱ってほしい。(今はサービスがほとんどない。地域によって格差が大きい) [団]
	交通不便地域在住の利用者の交通手段の確保。[事]
	近隣の市町への往來の移動手段が限定されるため、市の制度の見直し等の対策が必要。実際に、喜連川地区から氏家地区に來ている利用者の数は少ないといった傾向が見られる。[事]
	施設へ通う際の交通費の助成。[事]
	移動手段。[事]
防災・緊急時対策の充実	普段から火の恐ろしさを知り、避難訓練に積極的に参加する。[団]
	近所の方にも力を借りて、自分の存在を知ってもらおう。[団]
	一般の人と同じように扱ってもらおうと必ず問題が発生。難しいかもしれないが、別棟あるいは別室と、サポートしてくれる専門の人が必要。[団]
	ショートステイの開設。[団]
	災害時、障がい者によっては一般の方と共存することが困難な人もおり、障がい者の避難所を準備する必要がある。既に設置済みであったなら、広く周知しておく必要がある。[団]
	精神障がいのある方達の部屋を他の人達と一緒にしないでほしい。物資等他の人達同様分けてほしい。サポーターを付けて下さい。(精神に理解のある人) [団]

### ③前回計画の進捗及び課題

- ・郊外在住者の移動手段の確保は難しい状況にあります。
- ・「さくら市要支援者対応マニュアル」が改訂予定です。地域見守りネットワークや民生委員による防災マップを作成し、災害時要支援者の把握に努めています。
- ・スマートフォン等を利用した聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者に対する緊急時の通報システム導入を検討しています。

### ④〈生活環境の支援〉における課題のまとめ

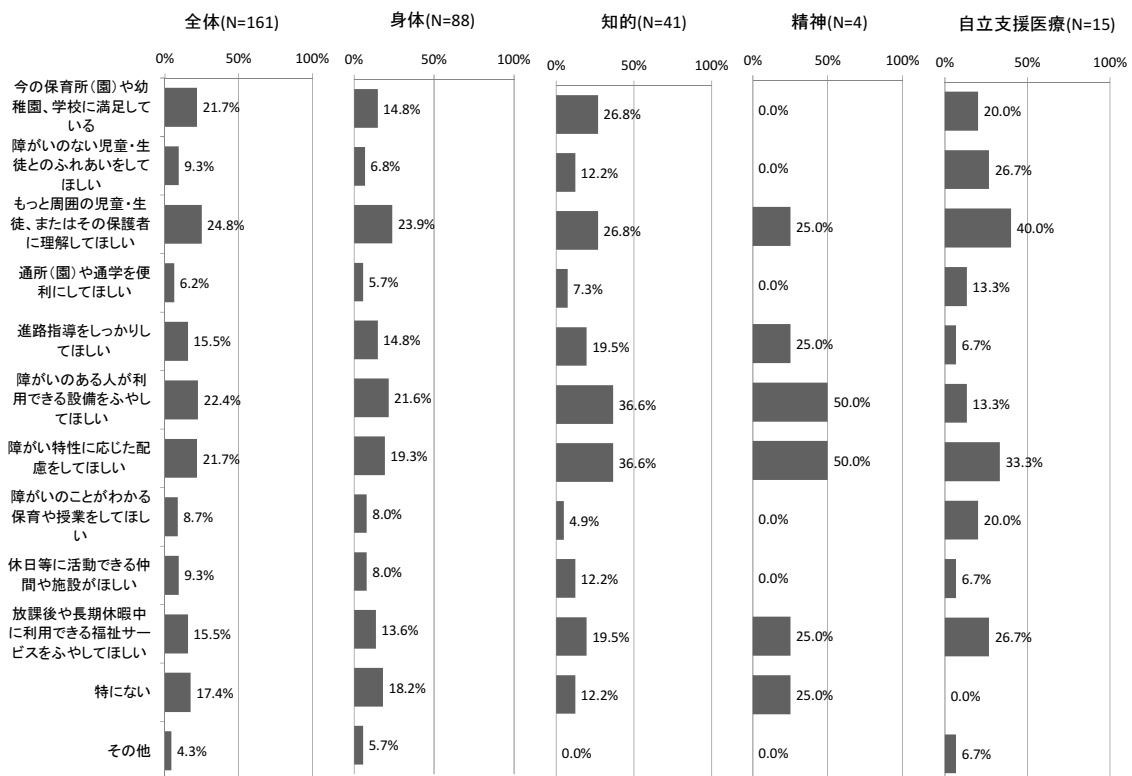
- ・福祉避難所の指定と避難所内での障がい者に対する配慮についての検討が必要です。
- ・障がい者本人や家族、支援者等の円滑な避難を実現するため、地域での避難訓練を実施することが必要です。
- ・通勤、通院、買い物等、障がい者の社会参加を促進するため、交通利便性の向上を図ることが求められています。
- ・交通利便性向上のため、必要な人が利用しやすい制度・体制の整備が必要です。
- ・相互に助け合える環境づくりのため、地域見守りネットワークの整備が必要です。
- ・障害者差別解消法施行に伴う、合理的配慮の周知・徹底が必要です。
- ・未整備の場所を中心としたバリアフリー化を継続して推進する必要があります。
- ・緊急時に適切な情報を得ることができるシステムの検討は、災害時において特に重要と言えます。

### (3) 生活設計の支援

#### ①障がい当事者・一般市民へのアンケート調査の結果からみる現状

- ・通学・通園している障がい児の保護者に、保育・教育において必要なことをうかがったアンケート調査では、周囲の児童・生徒、その保護者への理解の向上を求める声が多くあがりました。また、障がいがあっても利用できる設備の増設や、特性に応じた配慮を求める保護者も多く見られました。
- ・障がい児の保育・教育に携わる職員の質の向上及び人数の増加を求める自由意見が寄せられました。

#### ■保育や教育に今後必要なこと【障がい者対象調査】



障がい当事者・一般市民へのアンケート調査結果より (それぞれ[障][一]と表記)

障がいのことがわかる保育士さんを置いてほしい。保育士さんも、障がいのある子どもとの接し方などについて勉強してほしい。[障]

障がい児教育に携わっています。学校には発達障がいの子などがたくさんいますが、支援員が足りません。どうか支援員を増やし、教育を充実させてください。[一]



## ②障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査の結果からみる現状

- ・サービス提供事業所に、障害福祉サービスを提供していく上での現状や問題点をうかがったところ、「障がい児支援の充実」に関する意見が寄せられました。利用者が望んでいるサービスとしては、「放課後等デイサービス等、身体障がいを持つ児童の受け入れ先」という意見が寄せられました。また、障がい当事者団体が、さくら市が障がい者施策を行っていく上で望むこととして、「特別支援学級の生徒への配慮」という意見が寄せられました。
- ・サービス提供事業所に、利用者が望んでいるサービスをうかがったところ、「医療的ケア」、「高齢障がい者への医療的ケアを含む支援」、「精神障がい者の居場所」に関する意見が寄せられました。障がい当事者団体に、充実してほしい支援をうかがったところ、「安心して治療が受けられる医療支援」、「精神障がい当事者やその家族が気軽に相談できる仕組みづくり」、「精神障がい者への支援を他障がいと同様に充実してほしい」という意見が寄せられました。
- ・家族支援に関する障がい当事者団体の意見としては、「親亡き後の支援体制づくり」や「家族支援を行き届かせる」等が寄せられました。

障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査結果より(それぞれ[団][事]と表記)	
保健・医療体制 の充実	病識がないために医療と結びつきにくい。[団]
	障がい者が安心して適切な治療が受けられる医療支援。[団]
	医療的なケアが必要になった障がい者の受け入れ先（入所、通所とも）[事]
	心身機能が低下した高齢障がい者に対するサービスの充実。特に医療的ケア。[事]
	心身機能の低下及び医療的ケアが常時必要となった高齢障がい者がスムーズに介護保険制度へ移行できるシステムを希望する。[事]
	精神障がい者の方々を主に対象とした地域活動支援センターが身近な地域に必要だと、日々の仕事を通して強く感じる。[事]
	精神障がい者を受け入れる活動の場。[事]
	保健教育の中で精神障がいについて全く取り上げられてないのが問題。[団]
	精神の当事者や家族が気軽に相談できるシステムを作成してほしい。また、人的資源の充実を図ってほしい。[団]
精神の人達にも他障がい同様のサービスを行ってほしい。[団]	
療育・教育体制 の整備	身体障がいを持つ児童の受け入れ先(放課後等デイ、短期入所、日中一時)[事]
	障がい児支援の充実（子育て支援含む）[事]
	特別支援学級の生徒の配慮を考えてほしい。[団]
家族支援の推進	親は子供より1日でも長生きしなければ…と考えている。現在、会員の平均年齢が上がり、将来を考えると福祉サービスがこのままでいいのか？と考えさせられる。今は親と同居だが、医者に行ったり買い物に行ったりが不安になってくる。[団]
	「親亡きあと」を真剣に考え、対応できる環境づくりをしてほしい。[団]
	現在は家族支援が精神の家族に全く届いていないのが問題。障害者総合支援法で家族支援が必要と言っているが、実際、家族にはほとんど届いてない。[団]

### ③前回計画の進捗及び課題

- ・公共施設のバリアフリー化は進んでいるので、機器や設備の整備を進める必要があります。
- ・平成 28 年度に、放課後等デイサービス施設が市内に設置される予定です。
- ・各小学校での福祉体験授業を行っており、児童及び保護者へ向けて、障がいに対する理解・啓発の促進を継続していく必要があります。
- ・市立、私立の各保育園等で巡回発達相談を行っており、障がいの早期発見に努めています。
- ・市内の小・中学校において、教職員向けの特別支援教育に関する研修を行っており、今後も継続して実施していく必要があります。
- ・生活習慣病の予防のために、総合健診、各種健康講座、健康相談を行っており、今後も継続して実施していく必要があります。

### ④〈生活設計の支援〉における課題のまとめ

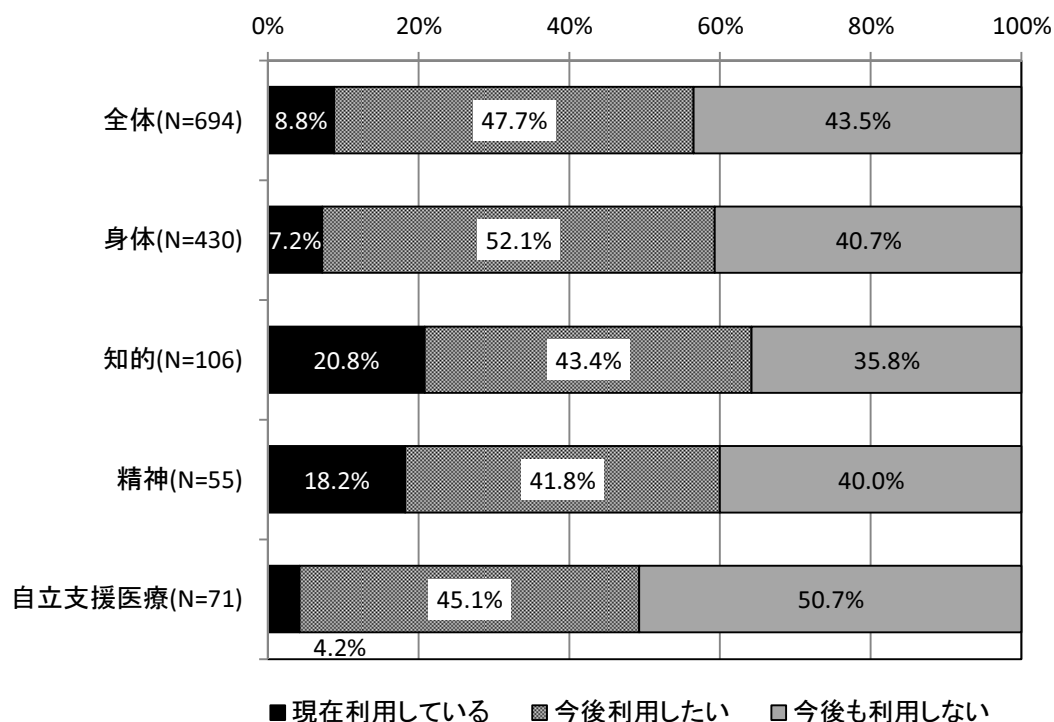
- ・障がい児が学校・園での生活を送りやすくするため、児童・生徒及びその保護者に対して、障がいの理解・啓発を行う必要があります。
- ・個別の障がいに配慮した療育・保育を行うことができるよう、保育園、幼稚園、認定こども園等の職員を対象とした、特別支援教育に関する研修の実施が必要です。
- ・個別の障がいに配慮した教育を行うことができるよう、小・中学校の教員を対象とした、特別支援教育に関する研修を継続して実施していく必要があります。
- ・特別支援学級等、障がい児支援に携わる職員の質の向上及び人数の増加を図ることが求められています。
- ・乳幼児期の発達相談支援を継続し、障がいの早期発見による早期支援を実現していく必要があります。
- ・放課後等デイサービスや緊急時に利用できる短期入所（ショートステイ）の整備が必要です。
- ・障がい者が安心して利用できる医療支援の実施が求められています。
- ・精神障がい者福祉向上のため、気軽に相談できる体制や地域での居場所の整備を進める必要があります。
- ・精神保健福祉向上のため、心の悩みについて気軽に相談できる体制の整備が求められています。
- ・障がい当事者のみならず、家族支援も含めた相談支援の推進が必要とされています。
- ・後遺症としての障がいが残るリスクを低減するため、生活習慣病予防を主眼とした健康診査等を継続的に実施していく必要があります。
- ・機器や設備を新設する際には、誰でも使いやすい、ユニバーサルデザインの導入を検討する必要があります。

## (4) 社会参加の支援

### ①障がい当事者・一般市民へのアンケート調査の結果からみる現状

- ・福祉サービスを利用するための相談支援事業の利用状況として、現在利用している人を含めると、約半数の方が今後、利用したい意向を示しました。
- ・よりわかりやすい情報提供を求める自由意見が複数寄せられました。

### ■サービスを利用するための相談支援事業の利用状況【障がい者対象調査】



#### 障がい当事者へのアンケート調査結果より

さくら市内で放送があった時、聾者に対して特別な方法で知らせてほしい。例えば、FAX・回覧板等をお願いしたい。

もっとわかりやすく情報がほしい。

インターネットがない人でも、どのようなサービスがあるのかわかるように、情報等の専門の本があると良い。

できれば、近所に住む実母も障がい者なので、サービスの一覧なども、知ることができればありがたい。

## ②障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査の結果からみる現状

- ・サービス提供事業所に、不足していると思うサービスをうかがったところ、「余暇時の移動支援」や「休日の仲間づくりの場」という意見が寄せられました。
- ・サービス提供事業所に、さくら市の障がい者施策に望むことをうかがったところ、「相談支援の充実」に関する意見が寄せられました。障がい当事者団体に、さくら市がより良い情報提供を行うために必要な制度をうかがったところ、「障がい者相談日の創設」や「総合的に制度を紹介する体制」という意見が寄せられました。
- ・地域と障がい者の交流について、「障がい者本人からの関わりと、障がい者を受け入れる地域、双方への働きかけが重要」という意見が障がい当事者団体より寄せられました。

障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査結果より(それぞれ[団][事]と表記)	
スポーツ・文化・レクリエーション活動の推進	ここ2～3年は塩谷地区で開催している「仲良し運動会」に参加していない会員のほとんどが事業所に勤めているので、日曜日しか休めない。[団]
	精神衛生協会が主催してスポーツ・文化祭等実施しており、事業所等も協力、また自治体等でもスポーツ大会、文化祭等を催している所もあるようだ。[団]
	要望・不足ともに、余暇時の移動支援、休日の仲間づくりの場。[事]
情報支援体制の充実	自治体ではそれなりに実施していると思われるが、日本はあくまで申請制度なので、当人や家族がその気にならないとつながらない傾向がある。[団]
	広報紙などを使い、障がい者相談日を設ける。[団]
	障がい者を支援する制度は、市が窓口のものや、多くはないが、それ以外の機関が窓口のものがあり、住民に総合的に制度を紹介する体制になっていない。障がい者相談支援センターを充実し、障がい者の最初の窓口として住民に浸透させることが必要である。ただ、住民は最初に市の関係課に来ると思われるので、障がい者相談支援センターの職員を庁舎に常駐させるという方法もあるのでは。[団]
	障がい者への周知として、例えば、手帳交付の際、障がい当事者団体の情報を提供してあげてほしい。[団]
	相談支援施策の充実。[事]
	十分な予算をベースに相談支援体制を充実させることが最も重要であると認識している。[事]
	相談支援事業に対して力を入れてほしい。[事]
地域との交流の促進	様々な困難を抱えた障がい者・児、特に既存のサービスでは対応できない障がい者・児に対する相談・調整の充実。[事]
	地域との交流については、障がい者本人からの関わりが重要であるが、地域には障がい者の参加を促すことや退けないよう呼びかけることが必要である。[団]
	ほとんどないのが実情なのは…。[団]

### ③前回計画の進捗及び課題

- ・文化・芸術・スポーツ等の発表を行うことができるイベントの検討が必要です。
- ・手話奉仕員育成講座を開始し、手話通訳等の養成を行っています。

### ④〈社会参加の支援〉における課題のまとめ

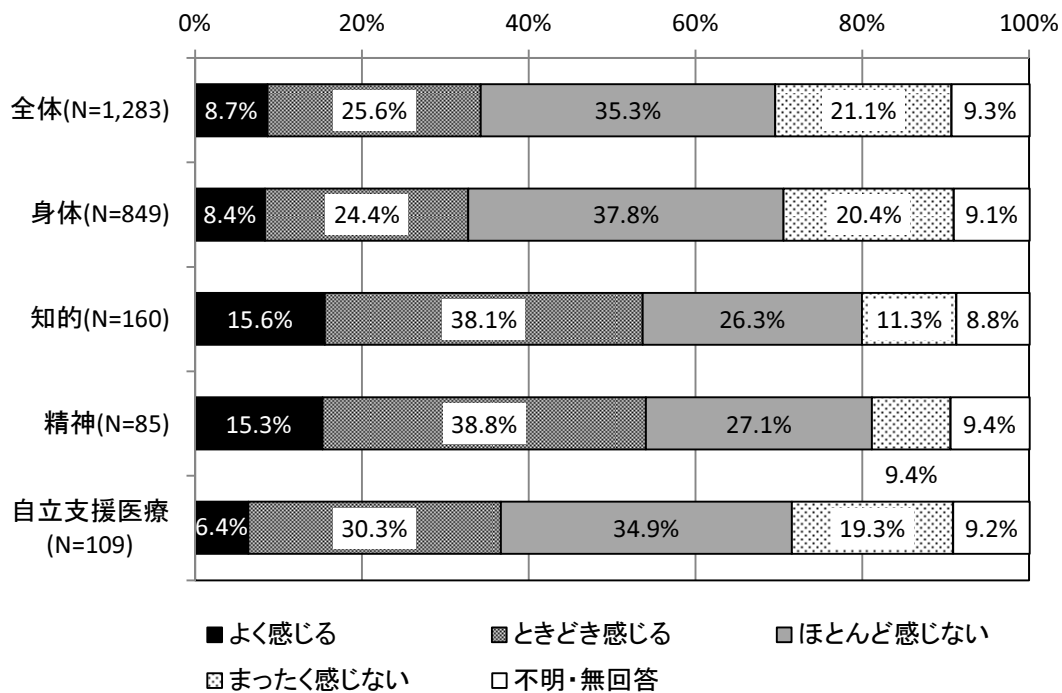
- ・障がい特性に配慮し、障害福祉サービスに関するわかりやすい、総合的な情報提供の実施が必要とされています。
- ・気軽に利用できる相談支援事業の推進が求められています。
- ・相談支援事業を充実させるとともに、相談実施の広報を行うことも重要です。
- ・障がい者の社会参加を促進するため、文化・芸術・スポーツイベントをはじめ、地域における交流活動の活発化が必要と言えます。
- ・余暇活動時の移動支援を推進していくことが求められています。
- ・障がい者が積極的に活動に参加できるよう、障がい者本人に対する啓発を行う事も大切です。
- ・情報のバリアフリーを進めていくため、手話奉仕員の育成と活躍の場の拡充が必要です。

## (5) 地域づくりの推進

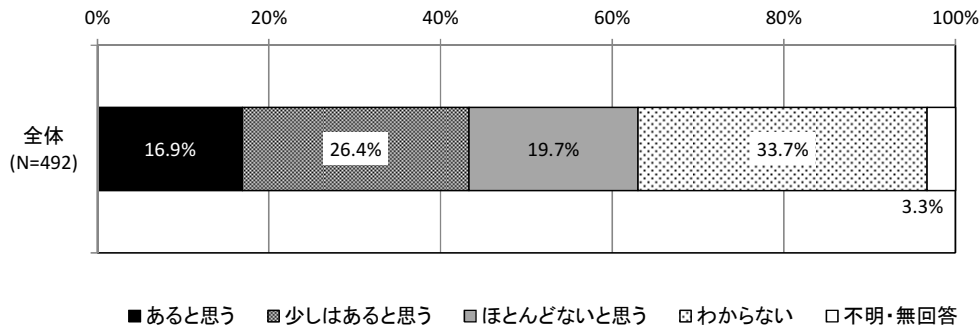
### ①障がい当事者・一般市民へのアンケート調査の結果からみる現状

- ・日常生活で差別や偏見を感じるかについては、知的障がい者、精神障がい者の約半数が『感じる』と回答しました。
- ・一般市民対象のアンケート調査においても、障がいのある人に対して差別や偏見が「あると思う」、「少しはあると思う」と回答した方は、約4割にのぼりました。
- ・障がいのある人への理解を深めるために必要なことを一般市民にうかがったアンケート調査では、49.4%の方が「学校における福祉教育の充実」、40.2%の方が「障がいのある人の積極的な社会への進出とサポート」と回答しました。
- ・障がいのある人と関わる機会を多くし、関心を持つことが障がい者理解へとつながるという自由意見が複数寄せられました。また、公共サービスの従事者に対する一層の理解向上を求める意見が寄せられました。

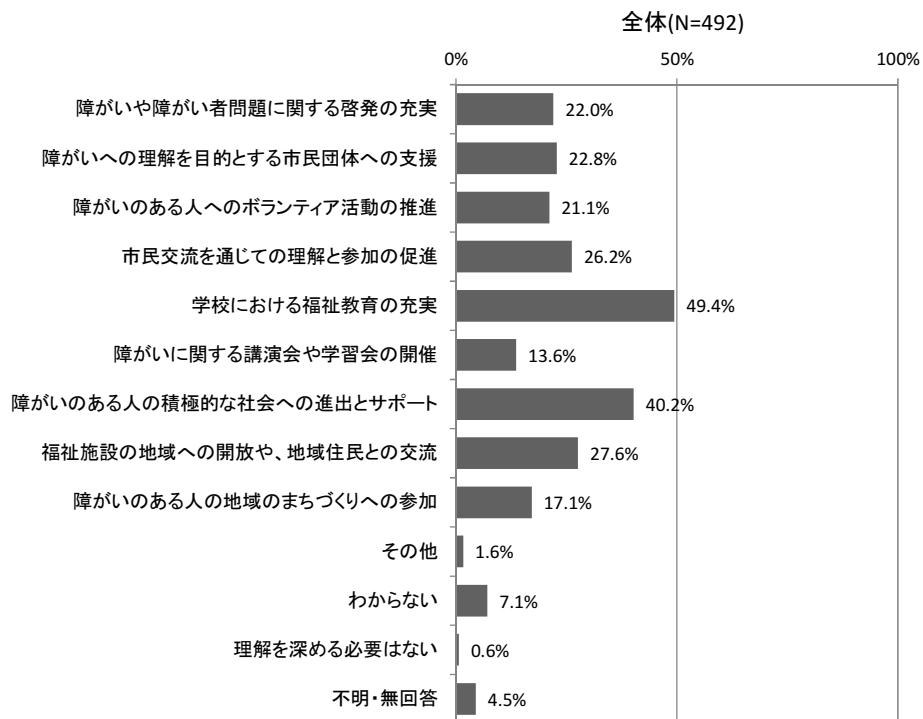
### ■日常生活で差別や偏見を感じるか【障がい者対象調査】



■障がいのある人に対し、差別や偏見があると思うか【一般市民対象調査】



■障がいのある人への市民の理解を深めるのに必要なこと【一般市民対象調査】



一般市民へのアンケート調査結果より
関心をもつ事が第一歩だと思います。
障がいのある人に対して皆様方が無関心である。障がい者に何が危険なのか理解させること。
小さな子どものうちから障がい者に接することにより、理解していくことが多いと思う。
障がい者用の窓口が行政の中にしっかり開かれていること（エキスパートであり、専門家であり、人格者であり、丁寧に対応できる方の起用の上で）願っています。
さくら市役所で専門的に、関わっていきける職員の育成が必要だと感じます。

## ②障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査の結果からみる現状

- ・サービス提供事業所に、障害福祉サービスを提供していく上での現状や問題点をうかがったところ、障がい者への理解促進に関する意見として、「交流イベントの実施や無料の福祉バスの配備」、「意識調査の実施」、「小・中学校で障がい者施設の体験を行う」という意見が寄せられました。
- ・サービス提供事業所に、さくら市が障がい者施策を行っていく上で望むことをうかがったところ、地域との交流に関する意見として、「地域と交流を深めるための福祉イベントの開催」、「市民イベント等での事業所の参加スペースの確保」、「市民理解をさらに深める施策」、「事業所で製造した食品類を小・中学校の給食の材料として使用してもらう」等の意見が寄せられました。
- ・地域づくりに関する意見として、「教育から変えていくことが重要」や「高齢者に比べて地域活動が活発ではない」という意見が障がい当事者団体より寄せられました。

障がい当事者団体・サービス提供事業所へのアンケート調査結果より(それぞれ[団][事]と表記)	
啓発・広報活動の推進	教育から変えていくことが重要。[団]
	市民の理解をさらに高める施策。[事]
	さくら市は、知的・身体・精神・高齢者などの事業所があり市民の認知度も高いと思うが、障がい者の地域生活に対する理解がどれだけ浸透しているかの意識調査も一助になるのではないか。[事]
	地域との交流の機会を増やし、障がいに対する理解を深めてもらうために交流イベントや無料の福祉バスの配備等があると良い。そのために市や関係機関を主体とした企画会議の開催や事業所・団体・市民に対する積極的な呼びかけ・告知が必要。[事]
福祉教育等の推進	支援員として採用してもすぐに辞めてしまうなど、障がい者への理解不足も一因と考えられるので、小・中学校の教育課程に障がい者施設での体験を取り入れていただくと、将来の人材育成につながるのでは。[事]
	障害者優先調達法により食品類を小・中学校の給食の材料として定期的に買い入れてもらいたい。[事]
	障がい者のニーズに対応できるよう専門的知識や技能を持った人材を派遣してもらいたい。[団]
地域福祉活動の充実	高齢者に対しては結構盛んだが、精神障がい者に対しては全くない。[団]
	地域と交流を深めるための福祉イベントの開催や市民イベント等での事業所参加スペースの確保。[事]



### ③前回計画の進捗及び課題

- ・社会福祉協議会主催の「福祉まつり」へ助成を行い、交流活動を推進しています。
- ・ボランティア講座の卒業生がボランティアとして活躍できるよう活動の場が必要です。
- ・生涯学習部門におけるボランティア育成との連携が必要です。
- ・「障害者差別解消法」に基づく職員の対応要領の作成を検討しています。

### ④〈地域づくりの推進〉における課題のまとめ

- ・差別や偏見を解消するため、障がいに関する市民への理解促進、啓発を行うことが必要です。
- ・福祉教育を拡充し、幼少・児童期から障がいに対する理解を涵養していくことが必要です。
- ・ボランティア活動を推進するため、生涯学習部門におけるボランティア育成との連携、ボランティア講座修了後の活躍機会の場の拡充が求められています。
- ・公共サービス従事者の合理的配慮を徹底し、障がい者へ配慮した公共サービスの提供が必要とされています。

## 4 課題の総括

---

第2章を踏まえて、主な課題を次の6点に集約します。

### 1. 市民の理解と協力の推進

差別や偏見のない地域をつくるために、障がいに対する一層の理解・啓発を図る必要があります。地域でのボランティアや交流イベントを活発化させ、住民の相互理解を促進することが課題となります。

### 2. 権利擁護体制と情報提供体制の整備

誰にでもわかりやすい、包括的な情報発信を行うことが必要です。情報提供のバリアフリー化を進めることが求められています。また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法に則り、権利擁護体制を整えることが必要です。

### 3. 自立生活のための環境の整備

希望する場所で希望する生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供が必要とされています。特に、在宅で利用できるサービスや日中活動に関するサービス、手当等による経済的な支援、就労に関する支援のニーズが高くなっています。

### 4. 障がいのある児童に対する教育環境の拡充

個々の障がいに配慮した療育・教育を提供するため、一人ひとりの障がい児にきめ細かく対応できる療育・教育環境を整えることが求められています。

### 5. 保健・医療施策の推進

障がい者が安心して利用できる医療サービスが必要とされています。障がいが残る可能性のある疾病の発症予防は、特に中高年層で重要です。また、精神障がいへの理解・啓発・予防を含めた精神保健施策の充実が課題となっています。

### 6. 緊急時対応の整備と生活利便性の向上

災害発生時の障がい者に対する支援体制を整えることは、特に生命を守るためにも重要です。地域で安心して生活するためには、公共施設等のバリアフリー化や交通手段の利便性向上が課題と言えます。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本市では、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるまちを目指しています。そうした観点から、平成 18 年度より障がい者施策の基本理念を「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」と定めています。

「ノーマライゼーション」は、「障がいのある人が、障がいのない人と同じように、社会において生活し、活動する」という考え方であり、「リハビリテーション」は、「ライフステージのすべての段階において、人間らしく生きる権利の回復に寄与し、自立と参加を促進する」という考え方です。

本計画では、これら2つの基本理念を踏まえた上で、本市の障がい者施策の基本理念に「ソーシャルインクルージョン」の考え方を付け加えます。「ソーシャルインクルージョン」とは、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活が実現するよう、社会の構成員として包み込み、支え合う」という考え方です。

これら3つの基本理念を、次に掲げる基本目標を支える考え方として定め、本市の障がい者施策を推進していきます。

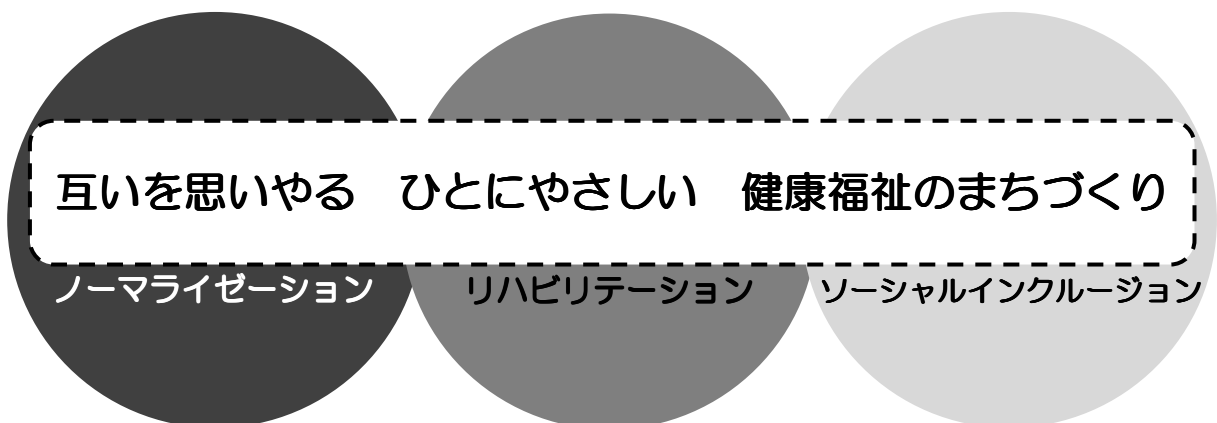
### 2 計画の基本目標

本市では、平成 18 年度より障がい者施策の基本目標を「互いを思いやる ひとにやさしい健康福祉のまちづくり」と定めています。

「互いを思いやる」は、同じまちに住む者として、お互いの違いを認め合い、個人として人権を尊重するという考え方を表しており、「ひとにやさしい」は、互いに支え合う共助の考えを、そして「健康福祉のまちづくり」は、障がいのある方もない方も、共に同じまちで、健康で安全に暮らしていくという考え方を表しています。

今期のさくら市障がい者計画においても、各施策・事業を地域で実施する際の基盤としてこの基本目標を継承し、本市の障がい者施策を推進していきます。

#### ■さくら市障がい者福祉計画の基本理念と基本目標



### 3 計画の基本的方向

基本理念と基本目標を基盤に、第2章で総括した課題を実現するため、本計画の基本的方向を次の6つとします。これらを柱としながら、本市の障がい者福祉施策を推進していきます。

#### 《基本的方向 1》市民の理解と協働のあるまちづくり

障がいの有無に関わらず、共に生きる社会を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、ボランティア活動や障がい者団体の活動を推進し、市民の理解と協力のありたいまちを目指します。

#### 《基本的方向 2》情報が得やすく権利が守られるまちづくり

情報のバリアフリー化を推進し、障がいに配慮した総合的な情報提供を行います。障がい者が悩みを相談し必要なサービスを利用できるよう、相談支援事業を拡充させていきます。また、虐待防止、差別解消を推進し、成年後見制度の利用促進を図ることで、障がい者の権利が守られるまちを目指します。

#### 《基本的方向 3》自立した生活のあるまちづくり

就労支援、在宅サービス、経済的支援を充実させ、障がい者の地域生活を促進します。また、グループホーム等の居住の場や日中活動の場の確保を図り、個人々人にとっての自立した生活のあるまちを目指します。

#### 《基本的方向 4》障がいのある児童が自分らしく成長できるまちづくり

障がいの早期発見・早期支援のため、母子保健事業及び児童福祉事業を推進します。また、療育・教育に携わる職員の質の向上及び人数の増加を図ることで、障がいのある児童がその特性に応じて、自分らしく成長できるまちを目指します。

#### 《基本的方向 5》みんなが元気で健康なまちづくり

中途障がいや障がいの重症化に対する予防対策を行うとともに、障がい者への保健・医療サービスを充実させることで、みんなが元気で健康に暮らせるまちを目指します。また、精神障がい者の地域生活を支援するために精神保健施策を充実させます。

#### 《基本的方向 6》安心と安全のあるまちづくり

交通利便性を向上するとともに、公共施設の設備・機器等のバリアフリー化を推進します。また、日頃からの防犯体制を確立し、災害等の緊急時における支援体制を整備することで、安心・安全に暮らせるまちを目指します。



## II 各論

## 第4章 施策体系別計画

### ■施策の体系

基本的方向	施策の展開	具体的施策
1 市民の理解と協働のあるまちづくり	(1) 地域の理解と協力の推進	①啓発・広報活動の充実
		②福祉教育の推進
		③ボランティア活動の推進
	(2) 社会参加の支援	①地域活動の活発化と参加の促進
②障がい当事者団体や本人活動の支援		
2 情報が得やすく権利が守られるまちづくり	(1) 相談支援・情報提供体制の充実	①相談支援体制の充実
		②情報提供の充実
		③コミュニケーション支援の充実
	(2) 権利擁護体制の充実	①権利擁護の充実
②虐待防止・差別解消に対する体制整備		
3 自立した生活のあるまちづくり	(1) 就労支援の充実	①就労支援の充実
		②就職後支援の充実
		③福祉的就労の支援
	(2) 暮らしを支えるサービスの充実	①暮らしの場の拡充
		②日常生活における切れ目ない支援
		③専門職種の養成・確保・資質の向上
(3) 経済的支援の充実	①各種福祉手当等の支給と周知	
4 障がいのある児童が自分らしく成長できるまちづくり	(1) 保健・療育等の充実	①障がいの早期発見・早期支援
		②療育体制の整備
	(2) 学齢期への支援の充実	①特別支援教育の推進
		②放課後等支援の充実
5 みんなが元気で健康なまちづくり	(1) 健康管理の支援と医療的ケア体制の充実	①健康管理等の支援
		②障がい者への適切な医療的ケアの充実
	(2) 精神保健福祉施策の充実	①心の健康に関する知識の普及啓発
		②心の健康に関する相談活動の推進
6 安心と安全のあるまちづくり	(1) 災害時対策と防犯体制の整備	①災害等、緊急時対策の充実
		②日常的な地域での見守り
	(2) 住みやすいまちの推進	①移動の利便性と安全性の向上
		②ユニバーサルデザインの普及とバリアフリー化の推進

## 《基本的方向 1》市民の理解と協働のあるまちづくり

障がいの有無に関わらず、共に生きる社会を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。障がいに対する理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、ボランティア活動や障がい者団体の活動を推進し、市民の理解と協働のあるまちを目指します。

### (1) 地域の理解と協力の推進

#### ■ 現状と課題 ■

##### <市民理解の推進>

障がい者が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいについての正しい知識の普及に努め、ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの理念の浸透を図る必要があります。

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るため、障がい者に対する理解の促進と啓発活動の推進が必要です。

また、地域住民が障がいに対する理解を高めることができるよう、多くの人が理解しやすく、情報を得やすい広報を実施する必要があります。

##### <福祉教育の充実>

みんなで支え合うまちの実現のためには、住民一人ひとりが地域への関心を高め、互いに思いやり、助け合う「福祉の心」を育むことが大切です。そのため、小・中学校での福祉教育を推進するとともに、地域を対象とした研修を強化する必要があります。

##### <ボランティア活動推進のための取り組み>

障がい者が地域においていきいきと暮らすためには、民生委員・児童委員及び地域住民による支援や様々な活動を支援するボランティア活動が重要となるため、活動の活発化を推進していく必要があります。

そのため、生涯学習部門におけるボランティア育成との連携、ボランティア講座修了後の活躍機会の場の拡充が求められています。



## ■ 具体的施策 ■

### ①啓発・広報活動の充実

市広報紙やホームページ等、内容・対象者に応じたメディアを使用し、啓発・広報に努めていきます。また、社会福祉協議会等の社会福祉法人、障がい当事者団体、ボランティア団体と連携し、一般市民に対する啓発に努めます。

	関連事業	概要	担当
継続	広報紙、市ホームページによる障がい啓発情報の提供	広報紙等を使用し、障がい福祉に関する啓発情報を提供します。	市民福祉課
継続	地域福祉の情報紙「さくら市社協だより」の発行	社会福祉協議会による広報活動を支援します。	社会福祉協議会

### ②福祉教育の推進

社会福祉協議会において、各小学校での福祉体験授業、各種ボランティア講座、福祉講演会等を実施します。

	関連事業	概要	担当
継続	小学校での福祉体験授業	市内小学校における福祉体験授業を継続的に実施します。(福祉体験ふれあい交流会 in さくら)	社会福祉協議会
新規	精神保健に関する事業	関係機関と連携し、精神保健に関する理解の普及・啓発に努めます。	市民福祉課

### ③ボランティア活動の推進

今後も引き続き、社会福祉協議会での各種ボランティア講座を開催し、人材の育成を行っていきます。また、生涯学習部門によるボランティア育成とも連携し、講座の修了生がボランティアとして活躍できるような支援を行います。

	関連事業	概要	担当
継続	ボランティア登録制度	保険の加入等、登録をされたボランティアの活動支援を行います。	社会福祉協議会
継続	各種ボランティア講座	社会福祉協議会の福祉事業や、市生涯学習課の公民館事業、青少年育成事業などにより、ボランティア人材の育成を行います。	社会福祉協議会 生涯学習課
継続	青少年ボランティア活動事業	小学生から高校生までの青少年に、ボランティアとして活動する機会と場を提供するため、「さくらユースボランティア」を組織し、活動のコーディネートを行います。	教育委員会

「具体的施策」では、前回計画に掲載されていない関連事業を「新規」として示しています。

## (2) 社会参加の支援

### ■ 現状と課題 ■

#### <地域活動活発化のための取り組み>

障がい者の社会参加を促進するため、文化・芸術・スポーツイベントをはじめ、地域における交流活動の活発化が必要とされています。

そのためには、障がい者に対する活動への参加意欲を喚起するとともに、障がいがあっても参加しやすい行事や活動を増やしていく必要があります。

#### <障がい当事者団体への支援と連携>

障がい者が社会参加を進める際や、自分の意見を社会に向けて発信していく時には、お互いの立場や考えをわかり合うことのできる団体が貴重な存在となります。

障がい者団体への支援を行い、活動を活発化させることで、障がい者団体を仲間づくりの場として機能させることが期待でき、さらなる地域活動等の活発化を促進することができると考えられます。

## ■ 具体的施策 ■

### ①地域活動の活発化と参加の促進

文化・芸術、スポーツ等のイベントによって、障がい者が社会参加できる機会を増やしていきます。平成 34 年度に国体と併せて栃木県で開催される予定の全国障害者スポーツ大会について周知し、障がい者のスポーツ参加や支援に関する啓発を行います。また、余暇活動の際の移動手段や、同行等を行う支援者の確保を行います。

	関連事業	概要	担当
継続	福祉まつりの開催	福祉体験、福祉施設紹介、模擬店等の催しを行い、市民への理解・啓発と交流機会の場を提供します。	社会福祉協議会
継続	各種イベント参加支援	各種イベント等への参加支援を行います。	市各課 社会福祉協議会
継続	各種スポーツ大会、教室開催事業	年齢、体力、技術に応じたスポーツ・レクリエーション活動を充実させます。	スポーツ振興課

### ②障がい当事者団体や本人活動の支援

障がい者（児）やその家族等の地域生活を支援するため、障がい当事者団体の活動情報の提供を進めていくとともに、障がい当事者団体への財政的な助成を継続して行います。また、障がい者の主体的な社会参加を促進する一環として、障がい当事者同士や家族が集まり、意見や情報交換ができる仲間づくりの場の促進を行います。

	関連事業	概要	担当
継続	障がい当事者団体の活動情報の提供	障がい当事者団体に関する活動情報を提供し、本人活動の活発化を促進します。	市民福祉課 社会福祉協議会
継続	仲間づくりの場の促進	障がい当事者による仲間づくりの場を設け、本人活動の活発化を促進します。	市民福祉課 社会福祉協議会
継続	さくら市知的障害者団体補助事業	手をつなぐ育成会（旧称 知的障害児者育成会）の事業（研修など）を通し、会員の親睦を図るとともに、知的障がい児者が地域社会の一員として生活できる環境が整えられるよう、団体運営費に対し補助金を交付します。	市民福祉課
継続	さくら市身体障害者福祉会補助事業	身体障害者福祉会の各種事業・研修等を通し、会員の親睦と交流を深め、社会において自立の向上を図ることができるよう、団体運営費に対し補助金を交付します。	市民福祉課

## 《基本的方向 2》情報が得やすく権利が守られるまちづくり

情報のバリアフリー化を推進し、障がい者に配慮した総合的な情報提供を行います。障がい者が悩みを相談し必要なサービスを利用できるよう、相談支援事業を拡充させていきます。また、虐待防止、差別解消を推進し、成年後見制度の利用促進を図ることで、障がい者の権利が守られるまちを目指します。

### (1) 相談支援・情報提供体制の充実

#### ■ 現状と課題 ■

##### <多様な相談ニーズに対応できる身近な相談支援>

障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象となる障がい者が、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等と広がっています。多様なニーズに対応できる支援体制を整備するため、地域の相談窓口と専門機関の連携が重要です。

障がい者の多様な相談に対応できる環境を整備するため、地域での身近な相談体制を推進するとともに、基幹相談支援センターの設置検討を進めることが必要です。

##### <障がい特性に応じた情報提供の充実>

障がい者の社会参加や障害福祉サービスの利用に必要な情報が適切に伝わるよう、市ホームページ等の活用や、その他の情報提供の方法、内容の充実が必要です。

障がい特性に配慮し、障害福祉サービスに関するわかりやすい、総合的な情報提供の実施が必要とされています。

##### <合理的配慮提供のための環境づくり>

障害者差別解消法の施行により、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等による「障がいを理由とする差別」が禁止されます。加えて、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められています。

情報提供のための手段の拡充や意思疎通のための手段が確保される社会を目指すため、障がいに対する合理的配慮の考え方を普及し、実際に提供していくことが重要です。

##### <意思疎通支援の充実>

聴覚障がい者の社会的自立を促進するためには、情報提供やスムーズな意思疎通の支援が重要です。

本市においては、講演会等の際に手話通訳者の派遣を要請し、障がい者の社会参加を促すよう努めています。手話通訳者及び要約筆記者の派遣や、手話奉仕員の育成と活躍の場の拡充を通して、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援していくことが必要となっています。

## ■ 具体的施策 ■

### ①相談支援体制の充実

基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の強化を図ります。また、相談支援の実施に関して広く周知を行い、必要な人が利用しやすい環境を整えます。

	関連事業	概要	担当
継続	障害者相談支援事業	障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。	市民福祉課
継続	地域における相談活動等の推進	地域の潜在的な問題が相談に繋げられるよう、民生委員・児童委員、行政区長と連携を強化します。	市民福祉課
継続	障害者相談員制度の活用	障がい当事者やその家族が障害者相談員として相談に応じます。	市民福祉課
継続	無料法律相談事業	市民の法律相談に対し、弁護士による助言・指導を無料で行うことで、市民福祉の向上を図ります。	市民福祉課 社会福祉協議会
継続	心配ごと相談	民生委員が、生活上の悩みごと全般の相談に応じます。	市民福祉課 社会福祉協議会
継続	困りごと相談	行政相談委員・人権擁護委員が、行政相談や人権相談などに応じます。	企画政策課 市民福祉課
新規	基幹相談支援センター事業（仮称）	基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の強化を図ります。	市民福祉課

## ②情報提供の充実

障がいに配慮した情報提供を行うとともに、障害福祉サービスに関する情報提供を充実させます。

	関連事業	概要	担当
継続	市広報紙での情報提供	市広報紙において、障害福祉サービスに関する情報提供を行います。	市民福祉課
継続	地域福祉の情報紙「さくら市社協だより」の発行	社会福祉協議会による地域福祉活動の広報を行います。	社会福祉協議会
継続	障がいに配慮した情報提供の実施	障がい特性に配慮した窓口での情報提供を行います。	市民福祉課
継続	ホームページ管理運営事業	ホームページにおいて、市民やさくら市についての情報を得たい人に、市の政策やイベント情報などを提供します。	企画政策課

## ③コミュニケーション支援の充実

手話通訳のできる市民を養成し、聴覚障がい者への情報のバリアフリー化に努めます。

	関連事業	概要	担当
継続	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	市民福祉課
継続	手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとるため、手話通訳者の設置に向けた検討を行います。	総務課 市民福祉課
継続	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。	市民福祉課 社会福祉協議会
新規	手話奉仕員の活躍機会の拡充	研修を修了した手話奉仕員が活躍できる場を拡充します。	市全体 社会福祉協議会

## (2) 権利擁護体制の充実

### ■ 現状と課題 ■

#### <権利擁護制度の普及・啓発>

全国的な高齢化の進展に伴い、本市においても高齢者人口が増加していることから、障がい者自身やその家族の高齢化が見込まれています。

そのため、認知症患者、親亡き後の知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が低下している方に対する生活の保障として、権利擁護に関する制度の利用を促進する必要があります。

#### <障害者差別解消法への対応>

平成28年4月に施行予定の障害者差別解消法では、行政機関における障がい者への合理的配慮を義務付けています。

障がいに対する理解を促進し、より良い行政サービスを提供するため、障害者差別解消法に基づく庁内職員の対応マニュアル（仮称）を作成する必要があります。

#### <虐待防止に関する体制整備>

障害者虐待防止法では、障がい者に対する虐待を禁じています。本市においても、障害者虐待防止センターにおいて虐待に関する相談等に応じていますが、虐待防止のための取り組みをより一層進めていく必要があります。

## ■ 具体的施策 ■

### ①権利擁護の充実

成年後見制度を普及し、消費者トラブル等の権利侵害から障がい者を守ります。

	関連事業	概要	担当
継続	成年後見制度個別相談会	成年後見制度の利用を検討する障がい当事者やその家族等の相談に応じます。	市民福祉課 保険高齢課
継続	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を希望する方に、制度利用のための支援を提供します。	市民福祉課
継続	日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施	日常生活における金銭管理等に困難を有する障がい者に対して、支援を提供します。	社会福祉協議会
新規	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の実施を目指し、制度説明会の開催や、関係機関との協議を進めます。併せて、市民後見人の人材育成についても検討を進めます。	市民福祉課 社会福祉協議会

### ②虐待防止・差別解消に対する体制整備

障がい者虐待の防止、早期介入を実現するため、障害者虐待防止センターを設置し、相談に応じます。また、障害者差別解消法に基づいた合理的配慮を徹底するため、庁内職員の対応マニュアルを作成します。

	関連事業	概要	担当
継続	さくら市障害者虐待防止センター	障がい者への虐待に関する相談・通報及び養護者に対する支援等に関する相談に応じます。	市民福祉課
継続	虐待被害者一時避難の居室の確保	虐待を受けている障がい者が、一時避難できる居室を確保するため、障害福祉サービス事業者との協議の場を設け、制度の拡充に努めます。	市民福祉課
新規	障害者差別解消法に基づく庁内職員の対応マニュアル（仮称）の作成	障害者差別解消法に基づく、合理的配慮対応マニュアル（仮称）を作成し、配慮の徹底に努めます。	市民福祉課 総務課



## 《基本的方向 3》 自立した生活のあるまちづくり

就労支援、在宅サービス、経済的支援を充実させ、障がい者の地域生活を促進します。また、グループホーム等の居住の場や日中活動の場の確保を図り、個人々人にとっての自立した生活のあるまちを目指します。

### (1) 就労支援の充実

#### ■ 現状と課題 ■

##### <障害者雇用促進法の改正>

障がい者の雇用促進を図るための障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率が行政は 2.3%、企業は 2.0%へ引き上げられました。

そのため、行政や企業による障がい者の雇用をより一層、促進していく必要があります。

##### <就労支援・就職後支援の充実>

就労を目指す障がい者や、就職後に悩みを抱える障がい者が、身近なところで相談ができる支援体制を整えることが重要です。

個々のニーズにあった支援を進めるため、就労支援機関と連携を図り、就労に向けた支援及び職場定着のための支援体制を構築する必要があります。

##### <福祉的就労の支援>

障害者優先調達推進法では、官公庁における物品や役務等を障害福祉サービス提供事業所等に発注、拡大するよう努めることが示されており、本市においても、障害者優先調達推進方針の策定を行っています。

就労継続支援事業等、福祉的就労を希望する障がい者に対して、希望に適うサービスを提供するとともに、障害福祉サービス提供事業所等からの調達を推進し、障がい者の工賃向上を促進する必要があります。

## ■ 具体的施策 ■

### ①就労支援の充実

就労支援を行っている関係機関との連携を強化し、障がい者雇用を促進していきます。企業に対する障がい者雇用への理解促進と、企業へのサポート等の周知に努めます。また、行政における法定雇用率を遵守します。

	関連事業	概要	担当
継続	就労移行支援	就労に必要な基礎的能力の向上を支援します。	市民福祉課
継続	栃木障害者職業センターとの連携	職業評価、職業訓練等を実施している、栃木障害者職業センターと連携し、障がい者の職業能力の向上を促進します。	市民福祉課
継続	公共職業安定所（ハローワーク）との連携	就労を斡旋している公共職業安定所と連携し、障がい者の就職を支援します。	市民福祉課
継続	障害者就業・生活支援センターとの連携	障がい者雇用に関心のある企業への個別訪問等を行っている障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者雇用の場の拡充を促進します。	市民福祉課
新規	行政による障がい者雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を遵守するため、行政機関における障がい者雇用を促進します。	総務課

### ②就職後支援の充実

栃木障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターとの連携を推進し、継続的な就労を支えるための体制を整備します。

	関連事業	概要	担当
継続	栃木障害者職業センターとの連携	ジョブコーチの派遣、リワーク支援等を行っている栃木障害者職業センターと連携し、就職後の継続的な就労を支援します。	市民福祉課
継続	障害者就業・生活支援センターとの連携	就職後の生活相談等を行っている障害者就業・生活支援センターと連携し、就職後の悩み等に対応します。	市民福祉課

### ③福祉的就労の支援

福祉的就労を希望する障がい者に対しては、就労継続支援 A 型又は B 型の利用を提供します。加えて、工賃向上を図ることを目的とした障害者優先調達推進方針を策定し、就労支援施設等への業務、商品等の発注を推進します。

	関連事業	概要	担当
継続	就労継続支援（A 型・B 型）	一般企業で雇用されることが難しい障がい者への福祉的就労を支援します。	市民福祉課
継続	障害者優先調達推進方針の策定	就労支援施設等への発注を推進し、障がい者の工賃向上を促進します。	市民福祉課

## (2) 暮らしを支えるサービスの充実

### ■ 現状と課題 ■

#### <居住の場拡充のための取り組み>

アンケート調査では、家族と自宅で暮らすことを希望している方が最も多い結果となった一方、入所施設やグループホーム、ひとり暮らしと回答している方も一定数いることから、様々な居住の場を提供していく必要があります。

加えて、自宅のバリアフリー化が必要な方に対する助成を行い、在宅生活の継続を支援する必要があります。

#### <障害福祉サービスの充実>

アンケート調査では、今後の希望する生活について「ひとりで暮らしたい」、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」と希望する方が7割以上となっています。

障がい者が、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活を送り続けることができるよう、居宅介護等の在宅生活を支援するサービスを充実させていくことが必要です。

また、ライフステージに応じた切れ目のないサービス提供が求められており、関係機関、庁内各課との連携を強化していく必要があります。

#### <専門職種の養成・確保・資質の向上>

サービス提供事業所へのアンケート調査によると、職員の過不足について「やや不足している」、「不足している」と感じている事業所が過半数となっています。

障がい者の暮らしを支えるサービスを継続的に提供することができる環境を整備するため、福祉サービスに携わる従事者不足の解消と資質の向上を図る必要があります。

## ■ 具体的施策 ■

### ①暮らしの場の拡充

希望する場所での生活を促進していきます。自宅については、住宅改修に対する助成を行います。加えて、グループホーム等の暮らしの場を拡充します。

	関連事業	概要	担当
継続	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を送る障がい者に、介護や相談支援等、少人数での共同生活の支援を提供します。	市民福祉課
継続	施設入所支援	障害者支援施設に入所している障がい者に、介護や相談支援等、暮らしの場と生活上の支援を提供します。	市民福祉課
継続	地域移行支援	障害者支援施設や病院等に入所、入院している障がい者が、地域生活へ移行する際の支援を提供します。	市民福祉課
継続	福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者等に、低額な料金を、居室その他の設備と日常生活に必要な便宜を給与します。	市民福祉課
継続	公営住宅維持管理事業	住宅に困窮する障がい者に対して、入居の優遇のほか、バリアフリー化した低廉な家賃の公営住宅を提供します。	建設課
新規	住宅改修費の助成	住み慣れた自宅での生活を継続するため、バリアフリー化に伴う住宅改修費の助成を行います。	市民福祉課 保険高齢課

## ②日常生活における切れ目ない支援

日常生活における介護等の支援を提供するとともに、生活を送る上で必要となる物品等を支給します。また、年齢によって制度に狭間が生じることがないように、関係課等との連携を強化します。

	関連事業	概要	担当
継続	計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画を作成します。	市民福祉課
継続	障害児相談支援	障害児通所支援事業を利用する児童に、障害児支援利用計画を作成します。	市民福祉課
継続	居宅介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護、家事、生活に関する支援等を提供します。	市民福祉課
継続	重度訪問介護	重度障がいのある障がい者で、常に介護を必要とする方に、居宅における介護や外出時の移動支援等を提供します。	市民福祉課
継続	生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、障害者支援施設等において、介護等を行うとともに、創作活動及び生産活動の機会を提供します。	市民福祉課
継続	療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上のケアを提供します。	市民福祉課
継続	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	地域で日常生活を営むために必要とされる生活能力の維持・向上を図る訓練を提供します。	市民福祉課
継続	短期入所(ショートステイ)	家庭において、障がい者の介護が困難となった際に、施設での一時的な入所を提供します。	市民福祉課
継続	日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者に日中の活動の場を提供します。	市民福祉課
継続	日常生活用具給付等事業	日常生活用具を給付・貸与し、日常生活の便宜を図ります。	市民福祉課
継続	紙おむつ給付	在宅生活を送る寝たきりの重度身体障がい者で、必要とする方に対して、紙おむつの支給を行い、清潔でより快適な生活ができるよう支援します。	市民生活課
継続	布団乾燥サービス	寝たきりの障がい者がいる家庭で、布団乾燥が困難な家庭に対し、布団乾燥サービスを行い、健康面及び衛生面での向上を図ります。	市民生活課

	関連事業	概要	担当
継続	温泉入浴利用証交付	障がい当事者とその介護者を対象に、指定温泉施設を無料で利用できる利用証を交付し、心身のリフレッシュと健康の維持・増進を図ります。	保険高齢課
新規	切れ目のないサービス提供体制の構築	年齢によって利用できるサービスに狭間が生じないように、他サービスへ移行する際の関係課・関係機関等との連携を進めます。	市民福祉課 保険高齢課 児童課
新規	地域活動支援センター設置の検討	障がい者が、通所にて創作的活動や、生産活動の機会と、社会との交流を図れる地域活動支援センター設置についての調査研究、関係団体との協議などを行い、設置の検討を進めます。	市民福祉課

### ③専門職種の養成・確保・資質の向上

障害福祉サービスの従事者不足を図るとともに、サービスの質の向上を促進します。

	関連事業	概要	担当
継続	福祉の就職イベントに関する情報提供	福祉の仕事に関するイベント情報を提供します。	市民福祉課
新規	障害福祉サービス従事者に対する研修の実施	障害福祉サービス従事者を対象に、サービスの質の向上を目的とした研修を実施します。	市民福祉課

### (3) 経済的支援の充実

#### ■ 現状と課題 ■

##### <効果的な手当の支給>

アンケート調査では約4割が平均月収 10 万円未満と回答しており、障がい者本人やその世帯の自立生活を助長するための経済的支援の必要性が高まっています。

経済的な安定は社会生活を営むうえで重要であり、障がい者やその家族に対する各種手当、年金制度等を継続して実施するとともに、利用可能な手当等に関して情報提供に努めることが必要です。

#### ■ 具体的施策 ■

##### ①各種福祉手当等の支給と周知

障がい者の経済的な自立を促進するため、手当等を支給するとともに、利用促進のための情報を提供します。

	関連事業	概要	担当
継続	特別障害者手当	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方に対して手当を支給します。	市民福祉課
継続	障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする児童に対して手当を支給します。	市民福祉課
継続	特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある児童を養育している父母又はその養育者に対して手当を支給します。	市民福祉課
継続	補装具費の支給	補装具の購入や修理にかかる費用を一部負担します。	市民福祉課
継続	NHK 放送受信料減免	障がい者がいる世帯のNHK放送受信料を一定の要件により減免する制度を紹介します。	市民福祉課
継続	生活福祉資金貸付制度	障がい者世帯に対し、生活困窮自立支援制度と連携し資金の貸付と必要な相談・支援を行い、自立を助成します。	市民福祉課 社会福祉協議会
新規	手当等に関する情報提供	経済的な自立を促進するため、手当等に関する情報の提供に努めます。	市民福祉課

## 《基本的方向 4》障がいのある児童が自分らしく成長できるまちづくり

障がいの早期発見・早期支援のため、母子保健事業及び児童福祉事業を推進します。また、療育・教育に携わる職員の質の向上及び人数の増加を図ることで、障がいのある児童がその特性に応じて、自分らしく成長できるまちを目指します。

### (1) 保健・療育等の充実

#### ■ 現状と課題 ■

##### <障がいの早期発見・早期支援の充実>

本市では、健康増進課が実施する乳幼児健診、幼児相談等の母子保健事業により、支援が必要な児童の早期発見に努めています。

障がい疑われる児童を早期に発見し、適切な支援へと結びつけるため、関係機関との連携による総合的な支援体制の整備が必要です。

##### <障がいのある児童を持つ家族への支援>

家族をはじめとした周囲が障がいに対して理解を示し、適切な対応を講じることで、発達障がいを原因とする二次障がいを防げることがわかっています。

そのため、家族に対するサポート体制を充実させ、障がいのある、又は疑われる児童と家族との適切な関わりを支援していくことが重要となります。

##### <教育・療育環境の向上に向けた取り組み>

保育園・幼稚園・認定こども園等や学校全体で障がいのある児童・生徒を受け止め、共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、教職員の研修、施設設備や環境の整備、介助員の配置等を実施していく必要があります。



## ■ 具体的施策 ■

### ①障がいの早期発見・早期支援

「育てにくさ」の背景には、発達障がいを含めた障がいや疾病が潜む場合があり、母子保健事業を通して、児童の的確な状態把握に努めるとともに、家族に対する相談支援を実施します。加えて、発達に関する支援が必要な場合には、適切な支援機関へと結びつけます。

	関連事業	概要	担当
継続	学校、保育園、幼稚園、認定こども園等における相談活動	学校、保育園、幼稚園、認定こども園等における相談活動を進めます。	学校教育課 児童課
継続	学校、保育園、幼稚園、認定こども園等における健康診断	学校、保育園、幼稚園、認定こども園等における健康診断を活用し、早期の対応を図ります。	学校教育課 児童課
継続	新生児訪問	生後 28 日以内の赤ちゃんがいるご家庭に保健師が訪問し、体重測定や育児相談を行います。	健康増進課
継続	赤ちゃん訪問	生後 1 ヶ月～4 ヶ月の赤ちゃんがいる家庭に乳児訪問相談員が訪問し、体重測定、健診や予防接種のご案内をします。	健康増進課
継続	乳幼児相談	乳幼児の身体計測、保健師による育児相談、栄養士による離乳食や食事に関する栄養相談を行います。	健康増進課
継続	乳幼児健康診査	乳幼児の発達、発育が順調であるかの確認とともに、疾病の早期発見により、心身の健全なる発育を促します。	健康増進課
継続	こども発達相談	心理相談員による子どもの発達や行動などに関する相談を行います。	健康増進課
継続	ことばの相談	言語聴覚士による言葉やコミュニケーションに関する相談を行います。	健康増進課
継続	エンゼル講座	0歳～未就学児の保護者を対象に、子育てのあり方や、この時期に必要とされる学習の提供、育児の方法を見つけるための相談を行い、修了生が学習成果や経験知識を発揮できるような自主学習活動の向上を図ります。	生涯学習課
継続	育ちにくい子をもつ親への支援講座（ひだまりふあんの会）の開催	参加した保護者同士が子育ての悩みを話し合い、専門家からアドバイスを受けることのできる場を提供します。	生涯学習課
新規	すこやか二次健康診査	乳幼児健診の結果、身体発育、栄養状態、四肢運動発達状況、言語発達などの育児において、経過観察や精密検査等のフォローが必要な乳幼児に対して支援を行います。	健康増進課

	関連事業	概要	担当
継続	のびのび発達相談	個別の健診では発見されにくい高機能自閉症等の発達障がい児を就学前に早期発見するとともに、適切な療育の提供や保護者の障がい受容のための支援を行うことにより、障がい児の不適反応や二次的障がいを予防します。	健康増進課
継続	親子支援教室（ぷちとまと・ぺんぎん教室）	1歳6ヶ月～3歳の未就園児健診等の結果、支援が必要とされた未就園児及び保護者に対して、「あそび」を通じた心とからだの健全な発達・発育を促し、育児支援を行います。	健康増進課
継続	親子支援教室（とまと教室）	のびのび発達相談の結果、支援が必要とされる年長児及び保護者に対して、集団での生活支援を行い、就学に向けて幼児の発達を促し、成功体験を積むことで自己肯定感を高められるよう支援します。	健康増進課

## ②療育体制の整備

個別の障がい配慮した保育と発達に関する支援を行い、児童の健やかな成長を促進します。また、さくら市子ども・子育て支援事業計画との整合を図った事業を展開していきます。

	関連事業	概要	担当
継続	市内保育園等への巡回発達相談	市内保育園等への巡回相談を行い、保育士の児童の発達に関する相談に応じます。	児童課
継続	障がい児保育事業	障がいの程度に応じた保育士の加配や保育士に対する研修など、市内保育園等での障がい児保育を充実させます。	児童課
継続	児童発達支援	通所施設において、未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行います。	市民福祉課
継続	医療型児童発達支援	通所施設において、未就学児のうち、肢体不自由があり、医療的な支援が必要な児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行います。	市民福祉課
継続	保育所等訪問支援	保育園等を利用している（利用予定を含む）障がい児及び保育園等の職員に、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。	市民福祉課

## (2) 学齢期への支援の充実

### ■ 現状と課題 ■

#### <障がい特性に応じた支援体制の構築>

障がいのある児童に対して、その特性に応じた支援・指導ができるよう、児童の成長・相談記録等を各関係機関間で共有・活用することが大切です。

学校においては、必要に応じて教職員を加配しており、配慮が必要な児童へのきめ細やかな支援を提供しており、個別の障がいに配慮した教育を行うことができるよう、小・中学校の教員を対象とした、特別支援教育に関する研修を継続して実施していく必要があります。

#### <放課後等支援の充実>

障がいのある児童の社会生活への適応を促進するため、放課後や余暇時における居場所として、放課後等デイサービスや緊急時に利用できる短期入所の整備が必要とされています。

### ■ 具体的施策 ■

#### ①特別支援教育の推進

個別の障がいに配慮した教育を行い、児童・生徒の健やかな成長を促進します。また、生徒やその保護者への理解促進に努め、障がいに対する理解の涵養を促します。

	関連事業	概要	担当
継続	非常勤講師等の配置と個別の支援教室の設置・運営	必要に応じて教職員を加配し、特別支援教室を設置することで、配慮が必要な児童・生徒へのきめ細やかな支援を提供します。	学校教育課
継続	教師への研修の充実	特別支援教育の質を向上するために、教職員への研修を充実させます。	学校教育課
継続	保護者への理解促進	特別支援教育に対する保護者の理解を促進します。	学校教育課
継続	教育相談	小・中学生の悩みや問題等の相談、保護者の相談を随時行います。	学校教育課

#### ②放課後等支援の充実

放課後や余暇時等における居場所を提供し、社会生活への適応を促進します。

	関連事業	概要	担当
継続	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	市内 12 クラブで実施している学童保育において、障がい児の受け入れを行います。	児童課
新規	放課後等デイサービス	就学している児童を対象に、放課後や夏休み等の余暇時において、居場所を提供するとともに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行います。	市民福祉課

## 《基本的方向 5》 みんなが元気で健康なまちづくり

中途障がいや障がいの重症化に対する予防対策を行うとともに、障がい者への保健・医療サービスを充実させることで、みんなが元気で健康に暮らせるまちを目指します。また、精神障がい者の地域生活を支援するために精神保健施策を充実させます。

### (1) 健康管理の支援と医療的ケア体制の充実

#### ■ 現状と課題 ■

##### <生涯にわたる健康づくりへの支援>

身体障がいや要介護状態の発生等をできる限り予防していくため、一次予防としての疾病予防・介護予防の視点が重要であり、市民の生涯を通じた健康づくりを支援していく必要があります。

本市の障がい者の現状によると、身体障害者手帳所持者の約7割が65歳以上であり、疾病等による中途障がいを有していることがうかがわれます。

各種保健事業等を通して、障がいの発生予防や軽減について取り組んでいくことが重要です。

##### <医療的ケアが必要な障がい者・特定疾患者への支援>

障害者総合支援法の対象となる対象疾病が拡大されたことにより、特定疾患者の福祉サービス利用が増加すると予想されます。また、アンケート調査では回答者の半数以上が60歳以上であることから、高齢に伴い、医療ニーズを持つ方は増加すると考えられます。

医療的ケアの必要な障がい者・特定疾患者に対する相談体制を充実させるとともに、心身障がいの状態の軽減や自立生活を支援するため、自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度による経済的支援を継続し、必要な方が適切に利用できる体制を整備する必要があります。

## ■ 具体的施策 ■

### ①健康管理等の支援

生活習慣病をはじめとする疾病の予防及び早期発見を図り、後遺障がいが残存するリスクを低下させることに努めます。

	関連事業	概要	担当
継続	生活習慣病に関する知識の普及啓発	糖尿病、循環器病、がん等の生活習慣病に関する知識を普及し、健康づくりの啓発を図ります。	健康増進課
継続	健康診査等の推進	特定健診、がん検診（総合健診）を推進し、受診環境の向上に努めます。	健康増進課 保険高齢課
継続	人間ドックの受診補助	人間ドック受診にかかる負担の軽減を図るため、費用の一部に対して、補助金を支給します。	保険高齢課
継続	事後指導の推進	健診結果説明会を開催し、適切な事後指導に努めます。	健康増進課 保険高齢課
継続	特定保健指導の推進	動機づけ支援、積極的支援としての特定保健指導を進めます。	健康増進課 保険高齢課
継続	地域の医療機関との連携	かかりつけ医等と連携し、継続的な健康管理支援に努めます。	健康増進課
継続	生活習慣病予防事業	エアロビ・ウォーキング等の運動と、調理実習・試食等の実践体験を行い、健康増進を図ります。	健康増進課
継続	成人各種健康相談事業	健康相談を実施することで、健診結果を正しく理解してもらい、生活習慣を改めるきっかけをつくるとともに、健康上の不安を解消し、適切な健康管理を行うことができるよう支援します。	健康増進課
新規	個別健診の推進	後期高齢者医療保険の被保険者で、市の集団検診を受診しなかった方が、市内のかかりつけ医で健診を受けられる制度を推進することで、受診率の向上を図っていきます。	保険高齢課

## ②障がい者への適切な医療的ケアの充実

障がい者、特定疾患者への各種医療費助成を行い、経済的な負担を軽減します。また、医療と福祉の連携を図ることで、医療的ケアが必要な障がい者への支援を充実します。

	関連事業	概要	担当
継続	重度心身障害者医療費助成	健康保険の自己負担分で高額療養費を差し引いた費用の一部を助成します。	市民福祉課
継続	自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患を有し、継続的な通院が必要な方の医療費の一部を助成します。	矢板健康福祉センター
継続	自立支援医療（更生医療）	身体に障がいがある方の、原因となる障がいの軽減・回復を目的とする治療に対して、医療費の一部を助成します。	市民福祉課
継続	自立支援医療（育成医療）	18歳未満で身体に障がいや病気があり、手術等の治療により障がいの改善が期待できる治療に対して、医療費の一部を助成します。	市民福祉課
継続	特定医療費支給	指定難病に罹患している方が、医療を受ける際の医療費を一部助成します。	矢板健康福祉センター
継続	小児慢性特定疾病医療費支給	小児慢性特定疾病に罹患している児童が、医療を受ける際の医療費を一部助成します。	矢板健康福祉センター
継続	特定疾患者見舞金支給事業	特定疾患者及び家族の苦労を見舞うため、難病に罹患した方に対して、見舞金を支給します。	市民福祉課
継続	高額療養費貸付事業	医療費の一時負担が困難な市民に対して、必要な資金を貸し付けすることにより、医療を受けることができるよう支援します。	市民福祉課
新規	福祉と医療の連携	福祉と医療の連携を図り、包括的なサービス提供体制を構築します。	市民福祉課

## (2) 精神保健福祉施策の充実

### ■ 現状と課題 ■

#### <精神疾患や精神保健に関する正しい理解の推進>

国の精神保健福祉施策では、「入院医療中心から地域生活中心へ」という方策を推し進めていくことが示されており、地域で生活する精神障がい者は増加すると考えられます。

精神疾患のある方の地域生活を支えるためには、公的機関や福祉サービス事業所における相談支援体制の充実、地域住民の精神疾患に関する正しい理解等が大きな力となります。

また、地域の受け皿となる生活の場や、障害福祉サービス提供事業所の増強も課題となります。

#### <精神疾患者の増加と相談支援等の対応の必要性>

うつ病や認知症等、精神疾患者の総数は近年増加しており、精神疾患は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病と並んで5大疾病に指定されています。

本市においても、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び精神疾患治療のための自立支援医療（精神通院）受給者は毎年増え続けており、平成20年以降の8年間で精神障害者保健福祉手帳の所持者は約1.8倍、自立支援医療（精神通院）の受給者は約1.2倍に増加しています。

精神疾患の予防や早期対応による症状悪化の防止、自立した社会生活を維持するためにも、精神保健に関する相談支援の充実が必要です。加えて、長期にわたる専門的な対応が必要なことから、相談支援の担い手である専門職との連携が重要となります。

## ■ 具体的施策 ■

### ①心の健康に関する知識の普及啓発

休養・睡眠、自殺予防に関する知識の普及・啓発を図ります。また、心の健康講座、健康まつり等のイベントを通して情報を提供するとともに、関係相談機関に関する情報提供を進めます。

	関連事業	概要	担当
継続	心の健康に関する知識の普及啓発	休養・睡眠、自殺予防に関する知識の普及・啓発を図ります。	健康増進課
継続	心の健康講座の開催	心の健康に関する知識の普及・啓発を行います。	健康増進課
継続	関係相談機関の情報提供	各相談機関に関する情報を必要な方に提供し、早期支援に結び付けます。	健康増進課
継続	健康まつり等での情報提供	健康まつり等の行事において、心の健康に関する知識の普及・啓発を行います。	健康増進課
継続	地域自殺対策緊急強化対策事業	自殺予防対策講演会や医師による健康講座等において、うつ病などのこころの健康問題や自殺防止についての知識を普及啓発し、市民の理解の促進を図ります。	市民福祉課 健康増進課

### ②心の健康に関する相談活動の推進

各種相談機関の情報を提供するとともに、相談会等を開催し、心の健康について気軽に相談ができる環境を醸成します。

	関連事業	概要	担当
継続	各種相談機関の情報提供	各相談機関に関する情報を必要な方に提供し、早期支援に結び付けます。	健康増進課
継続	心の健康相談の開催	心の健康に関する相談機会を設け、心の健康について気軽に相談できる環境を整備します。	健康増進課
継続	精神科医、保健師による相談機会の充実	精神科医、保健師による相談機会の充実に努めます。	健康増進課 矢板健康福祉センター
継続	地域産業保健センターの情報提供	地域産業保健センターに関する情報を提供し、職場における心の健康の向上を図ります。	商工観光課
継続	事業所における相談活動の促進	過重労働と職場における心の健康について普及し、取り組みを促進します。	商工観光課
継続	地域移行支援（再掲）	障がい者支援施設や病院等に入所、入院している障がい者が、地域生活へ移行する際の支援を提供します。	市民福祉課



## 《基本的方向 6》安心と安全のあるまちづくり

交通利便性を向上するとともに、公共施設の設備・機器等のバリアフリー化を推進します。また、日頃からの防犯体制を確立し、災害等の緊急時における支援体制を整備することで、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

### (1) 災害時対策と防犯体制の整備

#### ■ 現状と課題 ■

##### <災害等、緊急対応の充実>

障がい者はひとりで避難することが難しい場合があることや、避難所における生活への不安等から、災害時の対応に関して様々な不安を抱えています。

アンケート調査によると、災害時に困ることとして「避難場所まで行けない」、「避難場所を知らない」、「近所に頼れる人がいない」等の回答が多く寄せられており、地域における自主防災組織等の協力体制や防災ネットワークの確立等により、地域における災害対策を推進していくことが重要となります。

加えて、災害時における不安の解消を図るため、防災対策を障がい者の視点から再点検し、災害に対する知識の普及、災害時の避難対策等の仕組みづくりを推進する必要があります。

##### <地域での見守り体制の構築>

障がい者は犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、地域での見守り体制を形成していくことが重要と言えます。

そのためには、防犯パトロール等を実施するとともに自主防災組織等との連携を密にし、地域のつながりづくりを促進していく必要があります。

## ■ 具体的施策 ■

### ①災害等、緊急時対策の充実

災害時における要支援者への支援を迅速に行うため、日頃からの要支援者の把握に努めます。また、要支援者についての関係機関における情報の共有や情報の更新を行うとともに、日常的な見守り活動や助け合い活動、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり等を進め、要支援者への支援体制の強化を図ります。

さくら市災害時避難行動要支援者マニュアルに基づく避難支援活動の普及を図るとともに、災害ボランティアの養成や災害時のボランティア活動についての普及を図ります。

	関連事業	概要	担当
継続	「さくら市災害時避難行動要支援者マニュアル」の活用	自主防災組織等と連携しながら、さくら市災害時避難行動要支援者マニュアルに基づく避難支援活動の普及を図ります。	総務課 市民福祉部各課
継続	災害時のボランティア活動の普及	さくら市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの養成や災害時のボランティア活動についての普及を図ります。	社会福祉協議会
新規	災害発生時に備えた事業所との連携	「さくら市地域防災計画」及び「さくら市災害時避難行動要支援者マニュアル」に基づいた連携体制を整備します。	市民福祉課
新規	聴覚障がい者向け通報システムの導入	災害等の緊急時に、聴覚障がいのある方へ情報を迅速に届けるためのシステムを導入します。	総務課

### ②日常的な地域での見守り

地域の民生委員・児童委員と連携するとともに、地域見守りネットワークを活用し、地域の防災・防犯体制を確立します。

	関連事業	概要	担当
継続	声かけ収集事業	家庭ごみをごみステーションまで運ぶことが困難な障がい者等を対象に、職員が安否を確認しながら家庭ごみを収集します。	環境課
継続	見守り福祉ネットワーク推進事業	民生委員・児童委員、各行政区、協力事業所、関係機関など地域の各団体が市と連携し、要支援者を見守り、異変の早期発見と迅速な対応を図ることにより、要支援者が安全かつ安心して生活できる環境の構築を図ります。	市民生活課
新規	民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員との連携を促進し、地域における要支援者の把握に努めます。	市民生活課 市民福祉課
新規	地域見守りネットワークの活用	地域見守りネットワークを活用し、日頃から市民相互の安否確認を促進します。	市民生活課

## (2) 住みやすいまちの推進

### ■ 現状と課題 ■

#### <移動の利便性の確保>

地域には、車いすの利用者等、公共交通機関を利用することが困難な方や、公共交通機関がなく、移動が不便な地域に住んでいる方など、移動に配慮が必要な方がいます。

サービス提供事業所へのアンケート調査によると、障害福祉サービスを提供していく上での現状や問題点として、「交通が不便な地域に住んでいる利用者への交通手段の確保」、「施設へ通う際の交通費の助成」など、交通手段・移動手段に関する意見が寄せられています。

障がい者の積極的な社会参加を促進するためにも、移動に関する利便性を向上させる必要があります。

#### <バリアフリー化の推進>

すべての人にとって住みやすいまちづくりを進めるとともに、障がい者があらゆる分野に参加することを促進するため、社会における様々な障壁を取り除いていく必要があります。

本市では、安全で快適な道づくりとして歩道の段差解消等を行っており、市道の安全確保を図ることで歩行空間のバリアフリー化に努めています。

また、住み慣れた自宅での継続した生活を支援するため、住宅のバリアフリー化に係る改修費の助成を行っています。

今後もこれらのバリアフリー化に関する事業を継続していき、日常生活を営む場所である住宅、地域での活動や社会参加の際に重要となる公共施設や公共交通機関、歩行空間等をユニバーサルデザインの考え方にに基づきながらバリアフリー化していくことが重要となります。

## ■ 具体的施策 ■

### ①移動の利便性と安全性の向上

移動に支援が必要な方の安全性を高めるため、福祉有償運送や同行援護等、移動支援に関するサービスの充実を図ります。交通弱者の移動を支援するため、公共交通システムの見直しや再構築を進めます。また、栃木県の思いやり駐車スペースつぎつぎ事業や、高速道路の料金割引制度の利用促進により、移動の利便性の向上を図ります。

	関連事業	概要	担当
継続	同行援護	移動に困難を有する視覚障がい者に、外出時の介護、情報提供等の支援を提供します。	市民福祉課
継続	行動援護	行動する上で困難を有する知的障がい者又は精神障がい者に、外出時の支援や行動する際の危険を回避するための援護等の支援を提供します。	市民福祉課
継続	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に、地域での自立した生活や社会参加を促進するため、外出の支援を行います。	市民福祉課
継続	福祉タクシー利用料助成	交通手段の利用が困難な心身障がい者が、通院のためにタクシーを利用した際に、タクシー料金の一部を助成します。	市民生活課
継続	公共交通計画再構築事業	現行の公共交通の合理化を図り、市民の要望に合致した、利用しやすい公共交通を整備します。	企画政策課

### ②ユニバーサルデザインの普及とバリアフリー化の推進

多様な人が利用することのできるよう、設計やデザインを構想するというユニバーサルデザインの考え方について、市民及び事業者への普及を図ります。既存の公共施設等におけるバリアフリー化を進めるとともに、新たな施設整備においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備に努めます。

	関連事業	概要	担当
継続	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく整備	条例との適合状況調査を行い、既存の公共的施設のバリアフリー化を計画的に推進します。	市各課
継続	道路改良事業	交通の安全確保や産業・生活等の利便性を向上させるため、市道の改良（線形改良、拡幅、排水施設改良等）を行います。	建設課
新規	住宅改修費の助成(再掲)	住み慣れた自宅での生活を継続するため、バリアフリー化に伴う住宅改修費の助成を行います。	市民福祉課 保険高齢課

## 第5章 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進

---

計画の推進に当たっては、行政、地域・家庭・学校、障がい当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進めることが必要です。

#### ①市の役割

- ・地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がい者等のニーズの把握に努めるとともに、国、県、近隣市町等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に推めます。
- ・計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

#### ②地域・家庭・学校の役割

- ・地域や家庭、学校等で、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、地域で共に支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。
- ・障がい者が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めることが必要です。

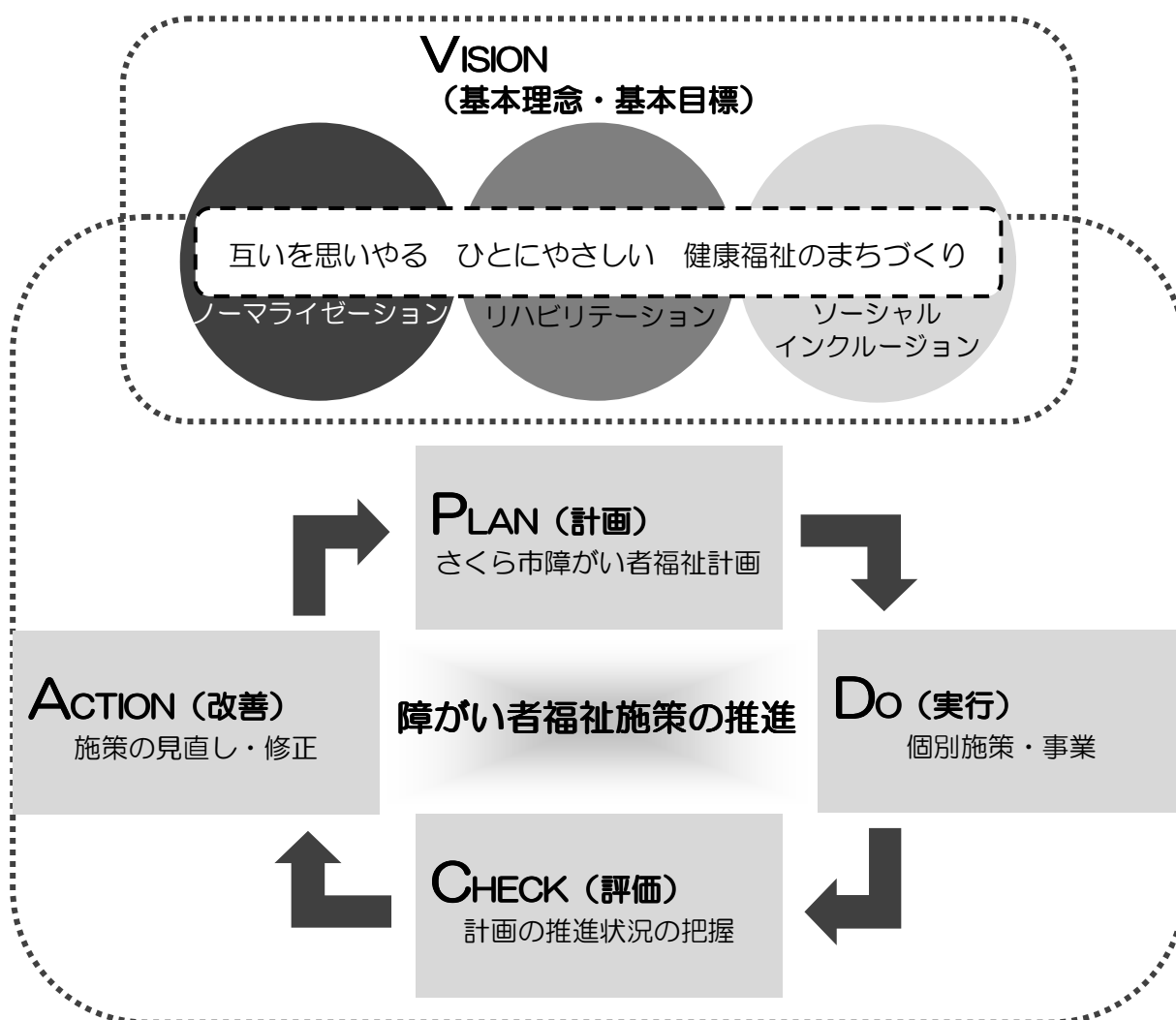
#### ③障がい当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

- ・障がい当事者団体は、障がい者の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していくことが必要です。
- ・障害福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がい者の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。
- ・企業は、障がい者の雇用を積極的に進めるとともに、障がい者に配慮した職場環境づくりに取り組むことが必要です。

## 2 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、PLAN（計画）・DO（実行）・CHECK（評価）・ACTION（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」に基づき、進行管理及び見直しを行います。さくら市地域自立支援協議会や関係機関に意見をいただきながら、評価及び改善を十分に行い、施策に反映させることで、VISION（基本理念・基本目標）に沿った実効性の高い計画を目指します。

### ■さくら市障がい者福祉計画の進行管理イメージ図





資料編



# 1 さくら市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づきさくら市障がい者福祉計画の策定に当たり、同条第6項の規定により障がい者その他の関係者の意見を聴くため、さくら市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、その目的を達成するため、さくら市障がい者福祉計画全般について審議し、その原案を作成する。

## (組織)

第3条 委員会は、別表第1の職にある者を委員とし、市長が委嘱又は任命する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、平成28年5月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員会)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委嘱又は任命後最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (幹事会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会に委員長を置き、市民福祉課長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じて市民福祉課長が招集し、主宰する。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部市民福祉課において処理する。

## (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

区 分	職 名 等
保健及び福祉関係	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会 桜ふれあいの郷 施設長
	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会 清風園 園長
	身体障害者相談員
	知的障害者相談員
	さくら市民生委員児童委員協議会連合会長
	栃木県県北健康福祉センター地域保健部健康支援課長
関係団体	栃木県精神保健福祉会 代表者
	さくら市身体障害者福祉会長
	さくら市手をつなぐ育成会長
	さくら市社会教育委員会 委員長
住民代表	社会福祉法人さくら市社会福祉協議会 代表者
市	市民福祉部長
	企画政策課長
	財政課長

別表第2（第7条関係）

1	社会福祉法人さくら市社会福祉協議会 事務局長
2	障害者相談支援センター桜花 相談員
3	障がい者支援センターふれあい 相談員
4	市民福祉課長
5	市民福祉課長補佐
6	企画政策課 政策係 職員
7	財政課 財政係 職員
8	市民福祉課 社会福祉係 職員
9	市民福祉課 生活福祉係 職員
10	保険高齢課 国保係 職員
11	保険高齢課 介護保険係 職員
12	保険高齢課 高齢年金係 職員
13	健康増進課 保健予防係 職員
14	健康増進課 健康増進係 職員
15	児童課 子育て支援係 職員
16	建設課 公営住宅係 職員
17	都市整備課 都市計画係 職員
18	学校教育課 学校教育係 職員
19	生涯学習課 生涯学習係 職員
20	スポーツ振興課 生涯スポーツ係 職員

備考 1の項から20の項までに規定する職員は、主幹、副主幹、係長又は主査とする。

## 2 さくら市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

順不同・敬称略 委員：14名

番号	氏名	所属機関等	備考
1	平石 準一	桜ふれあいの郷 施設長	
2	君嶋 宗一	清風園 園長	
3	秋元 和男	市身体障害者相談員	
4	関 セツ子	市知的障害者相談員	
5	金子 弘	市民生委員児童委員協議会連合会 会長	
6	佐山 由美子	県北健康福祉センター 健康支援課 課長	
7	興野 憲史	県精神保健福祉会 会長	
8	白井 新	さくら市身体障害者福祉会 会長	
9	螺良 忠夫	さくら市手をつなぐ育成会 会長	
10	木村 春雄	さくら市社会教育委員会 会長	
11	田中 耕一	さくら市社会福祉協議会 会長	
12	高橋 輝男	市市民福祉部 部長	
13	君嶋 福芳	市企画政策課 課長	
14	渡辺 孝	市財政課 課長	

### 3 さくら市障がい者福祉計画策定幹事会委員名簿

番号	氏名	所属	職名等	備考
1	仲根 信行	さくら市社会福祉協議会	本部地域福祉係長	
2	堀江 桂太	障害者相談支援センター桜花	相談支援専門員	
3	根本 真理子	障がい者支援センターふれあい	相談支援専門員	
4	渋江 恒也	市市民福祉課	課長	
5	早田 勇	市市民福祉課	課長補佐	
6	村松 貞往	市企画政策課 政策係	係長	
7	大山 昌良	市財政課 財政係	主査	
8	藤枝 民雄	市市民福祉課 社会福祉係	係長	
9	岡本 崇男	市市民福祉課 生活福祉係	主査	
10	大堀 有司	市保険高齢課 国保係	係長	
11	仲根 克典	市保険高齢課 介護保険係	主幹兼係長	
12	長嶋 悦子	市保険高齢課 高齢年金係	副主幹兼係長	
13	柳田 里子	市健康増進課 保健予防係	主幹兼係長	
14	緑川 芳子	市健康増進課 健康増進係	主幹兼係長	
15	西 重幸	市児童課 子育て支援係	係長	
16	鈴木 克洋	市建設課 公営住宅係	係長	
17	桐原 明彦	市都市整備課 都市計画係	係長	
18	仁平 博幸	市学校教育課 学校教育係	副主幹	
19	佐藤 直樹	市生涯学習課 生涯学習係	主査	
20	大東 由枝	市スポーツ振興課 生涯スポーツ係	主査	

## 4 さくら市障がい者福祉計画策定経過

日 程	内 容
平成 27 年 8 月 3 日～ 平成 27 年 8 月 17 日	障がい当事者団体・障害福祉サービス提供事業所へのアンケート調査の実施
平成 27 年 8 月 31 日	第 1 回さくら市障がい者福祉計画策定幹事会 ①障がい者福祉計画（骨子案）について ②その他（今後の予定）
	第 1 回さくら市障がい者福祉計画策定委員会 ①障がい者福祉計画（骨子案）について ②その他（今後の予定）
平成 27 年 10 月 1 日	第 1 回さくら市地域自立支援協議会 ①障がい者福祉計画の策定について
平成 27 年 11 月 13 日	第 2 回さくら市障がい者福祉計画策定幹事会 ①障がい者福祉計画（素案）について ②その他
	第 2 回さくら市障がい者福祉計画策定委員会 ①障がい者福祉計画（素案）について ②その他
平成 27 年 12 月	さくら市障がい者福祉計画策定委員会委員・さくら市障がい者福祉計画策定委員会幹事会委員・さくら市地域自立支援協議会委員に対し、さくら市障がい者福祉計画（素案）の修正依頼
平成 28 年 1 月 7 日～ 平成 28 年 1 月 20 日	パブリックコメントの実施
平成 28 年 1 月 22 日	第 2 回さくら市地域自立支援協議会
平成 28 年 2 月 1 日	庁議において「さくら市障がい者福祉計画（案）」を審議
平成 28 年 2 月 16 日	議員全員協議会において「さくら市障がい者福祉計画（案）」を審議
平成 28 年 3 月 10 日	第 3 回さくら市障がい者福祉計画策定幹事会 ①さくら市障がい者福祉計画パブリックコメント結果について ②障がい者福祉計画について ③その他
	第 3 回さくら市障がい者福祉計画策定委員会 ①さくら市障がい者福祉計画パブリックコメント結果について ②障がい者福祉計画について ③その他

## 5 用語解説

### か 行

#### 機能訓練

損なわれた身体機能の維持・回復を図るための訓練。麻痺等により失われた機能の維持・回復を図る運動療法、機能的作業療法と機能障がいが永続的になった場合、残された機能の開発を図る日常生活動作訓練等をいう。

#### 虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

#### 協働

市民がさくら市のまちづくりに参画し、行政と市民がそれぞれ適切に役割を分担し、協力し合うこと。

#### 権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難な障がい者や認知症高齢者等が、安心して日常生活が送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

#### 高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより、脳に損傷が生じて起こる障がい。脳の損傷部位により、発生する障がいの症状は異なる。脳の損傷から障がいの発生までに時間がかかることや、外見からは障がいがあると分からないため、本人も理解しづらく、周囲の理解が得られにくいという特性がある。

#### 合理的配慮

障がいのある人が他の人と平等に、現在認められている権利や基本的自由を保障され、それを行使されること。

#### 交流教育

特別支援教育の方法、姿勢のあり方のひとつで、特別支援学校（盲・聾・養護学校）や特別支援学級の児童・生徒と小・中学校など通常の学級の児童・生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。



## 災害時要支援者

災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなど、適切な行動をとることが特に困難な人で、例えば、寝たきりの高齢者や障がい者等を指す。

## 自主防災組織

地域住民による任意の防災組織を言う。主に、自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

## 手話奉仕員

手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人。聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術等を習得することを目標に養成される。

## 小児慢性特定疾患

小児の慢性疾患のうち、小児がん等、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となる14疾患群、704疾患が対象となっている（平成27年1月現在）。18歳未満（一部20歳まで）の児童において、対象疾患の治療に係る医療費のうち、医療保険の自己負担分を公費で助成する制度がある。

## 自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

## 成年後見制度

知的障がい者又は精神障がい者等で、判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように援助してくれる人をつける制度のこと。

## ソーシャルインクルージョン

イギリスやフランスなどヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編にあたって、その基調とされている理念であり、具体的には、障がい者、貧困者、失業者、ホームレスなど、誰も排除されない、誰も差別されない「ともに生きる寛容で懐の深い社会」を目指す考え方。障がいを有する人、貧困や失業に陥った人、ホームレスの状態にある人等を社会的に排除するのではなく、お互いの状況や差異、多様性について十分理解し合い、連帯の精神により、地域社会への参画を促し、社会に統合するという考え方を指す。



## た 行

### 地域生活への移行

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

### 通級指導教室

通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいがある児童生徒に対し、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。

### 特定疾患

いわゆる難病の中でも積極的に研究を推進する必要がある疾患について、厚生労働省が指定し、調査研究を行っている疾患。都道府県を主体に、特に治療が困難かつ医療費も高額である疾患について、公費負担制度を行っている。

### 特別支援学級

発達障がい等があることにより、通常の学級における指導では十分な効果を上げることが困難な児童・生徒に対して、きめ細かな教育を行うために小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級。

### 特別支援学校

従来の盲・聾・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がい種は視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

## な 行

### ノーマライゼーション

年齢や障がいの有無や程度にかかわらず、すべての人が通常の生活を送ることができるようにするための取り組み、又はそのような社会のこと。

## は 行

### 発達障がい

先天的な脳の機能障がいとして生じるもので、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）等の総称。

### パブリックコメント

公的な機関が規則等の制定に先立ち、意見、情報、改善案等（コメント）を求める手続き。市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、より良い行政を目指すものをいう。

### 法定雇用率

障害者雇用促進法により、一定の従業員数を上回る規模の企業に対して、障がい者（身体・知的・精神）の雇用を一定の割合以上で雇用する義務があり、この割合のことを法定雇用率という。

## ま 行

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて市町村に配属される民間の奉仕員で、児童福祉法に基づく児童委員を兼任する。主な職務として、住民の生活状態を必要に応じて把握する、自立した生活に向けて援助を必要とする人に助言や支援を行う、福祉関係者との密に連携してその活動を支援する等のほか、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

## や 行

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。施設や設備等にとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもある。

## ら 行

### リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す考え方。

## さくら市障がい者福祉計画

---

発 行：平成 28 年 3 月  
企画・編集：さくら市市民福祉課  
〒329-1392  
栃木県さくら市氏家 2771 番地  
TEL 028-681-1161  
FAX 028-682-1305  
URL <http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/>